

- 田川九右衛門
- 松本新五左衛門
- 田中代右衛門
- 前野新藏
- 里村伴右衛門
- 近藤新五
- 酒寄作右衛門
- 井口半藏
- 橋本次兵衛
- 生瀬十左衛門
- 田中序右衛門
- 木村孫右衛門
- 大塚藤兵衛
- 土田三郎右衛門
- 三輪喜兵衛
- 梶半左衛門

此内、をかしきは土田三郎右衛門生瀬十左衛門にてとめ候、内藏助江戸表まかり越るゝの由きつけ、能き事と思ひて、不日に京都にまゐられ、内藏助右の覺悟を聞き届け色を失ひ身ぶるひ被致候うて速に逃る、國にかへり女房共と相談いたし、また重ねて可參との返答こそ笑止かなく、

是ものどもの事は輕きもの、事にて候ひしが、筆にも言にも及ばざるもの爰に註す、

- 奥野將監
- 河村傳兵衛

此兩人申すは、いかに人が犬と申しても死はかなしう候間、得下り不中と斷り申す、笑止かなく、

- 小山源五左衛門
- 進藤源四郎

此兩人、いかに死のをしければとて、内藏助を見捨て、可被逃歟、儲もうたてし、

- 平野半平

此者、逃げるばかりか、内藏助拂物の代金三十兩ぬすみ取り京都を小路隠れす、むさき奴哉、

- 岡本二郎左衛門
- 同喜八郎

此父子奸人也、

佐々、小左衛門

同、三左衛門

此父子臆病不及評、

長澤六郎右衛門

此者大臆病不及評、

上島彌助

田中權右衛門

此兩人偕も比興、筆にも言にも不被申候、

吉田與三衛門

稻川十郎左衛門

山上安左衛門

仁平郷右衛門

多藝太郎左衛門

豊田八太夫

榎戸新助

高谷儀左衛門

各務八右衛門

陰山宗兵衛

渡邊角兵衛

川田八兵衛

久下儀右衛門

井子利兵衛

佐藤伊右衛門

同、兵右衛門

此者共儀不及評候、右はあらく、書付御目にかけて候、徒然の御慰みになし被下候、

以上、

霜月

横川勘平宗利

龍田善之允様

文を飾らす事を好まず意を枉けずして、ありのまゝに發き出せる勘平の筆誅録は、ますます四十七士の色香を添へて、長く後の世までの照魔鏡となりぬ、

討入に手疵を負ひしもの、近松勘六と此横川勘平の二人、水野家に預けられ、山中團六の介錯に死せし時、三十七歳、

三村次郎左衛門包常

三村次郎左衛門また士分に列せられざる臺所の賄方を勤めて、籠城殉死の席にも、ただ命ぜられたる酒食を持ち運び、諸士この次郎左衛門の來る毎に、ぱたりと一時その評議を止めしほどの輕きものに扱はる、されど大石内藏助その律義と忠節を見ぬいて同盟の一人に加へ、次郎左衛門また己を知られたるに感泣して、その知友に送れる一書ありくと其人を見るが如し、

大石内藏助殿、巳の四月十六日遠林寺に御越し被成候て、夜七つ時に私儀を御居間へ被召寄、御申し被成候は、其方事家中人多き内に祿輕き者の儀に候處、親より相勤め申し候厚恩を感じ必死之志の儀、承り届け、さてく家中に侍も多く其外御恩澤の者共數多有之候處、左様成義は不申及、結句身の爲に見苦敷體、不及言語候、然處其方忠節、ひとへに志深く候事、神以拙者心底も恥敷ほどに存じ候、存寄の通にも相叶ひ候は、其方儀は何卒惠遣申度由、吳々御申し被成候、承り届け、誠に輕き私儀に御坐候處、御捨不被成、唯今の御意、辱き次第に感じ候へば涙ぐみ御返事も不申及候、同五月十八日、領内之帳面引渡し相濟し、唯今まで首尾よく被相勤候奉、小役人其外輕き者まで内藏助殿御禮の爲め魚類の御料理御申付、相濟み申し候て後、侍中までは御居間にて一人づ、御禮有之、金子杯被遣候、其外の面々は書院にて

一勢一同に御祝ひ被成候よし、田中清兵衛殿披露之上被申渡候。私儀は侍立に御居間にて御傍へ、とくと御呼び被成候うて御申し候は、其方事一人にて何廉大勢の世話の上唯今まで晝夜之勤務一々見届、於拙者満足申す事に候、何卒取續き候様に致度候へども唯今の拙者事に候間、寸志までに候、兎角いかやう致し候うてなりとも、取續き見申す様にと御申し、御手づから金子被下候、右御申し聞けの趣、身に餘り忝く存じ、直に御禮難申上、間瀬久太夫殿を以て、御禮申し上じ候。

三村次郎左衛門

野々村平右衛門殿

燃ゆるが加き聲を發し大槌を以て、敵の裏門を粉碎せし勇士、この哀れに律義なる小心翼

翼の三村次郎左衛門かと思へば、百世の下、なほ人をして泣かしむ、

死に至るまで大石内藏助の知己に感泣して、その侍に取扱はれたるを人間無上の名譽と喜び、水野家の稻垣佐介が介錯をうけし時、三十七歳、

寺阪吉右衛門信行

寺阪吉右衛門は、吉田忠左衛門の組下にて弓手の足輕なりしが、開城離散の後、なほ忠左衛門に従うて影の如くに離れず、微賤の身ながら悲憤の一死に日夜附き纏ひ、泣いて義盟を乞ひしかば、竟に許されて同志の末に加へらる、

動もすれば急激に事を誤るの憂ひありと、内藏助の内意を含みて、これが鎮撫のため忠左衛門の關東に下りし時、また従うて江戸に出で、譜代の忠僕に等しく薪水の勞を取りなが

ら同士どうしの間に秘密ひみつの走り使つかひとなりぬ、
討入うちいりの夜よ、米澤町よねざはちやうの堀部彌兵衛ほりべやへが許もとへ、嚴寒げんかんの額ひたひに汗あせを流ながし雪ゆきを跳立けたて、飛とび込こみ來きたりし
吉右衛門きちゑもん、

「御老體ごらうたい、もはや立たれましてか」

今いましも涙なみだに老おいの父ちちを送おくりし娘むすめ、安兵衛やすべゑの妻つまは母ははもろとも立出たちいで、聲こゑを曇くもらせ、

「吉右衛殿きちゑどのか、もう父ちちは兩國橋にこくごを渡わたる頃ころ」

「や、これにて橋手前はしでまへの御一同ごいちどういづれも残のこる方かたない、私わたくしお頭の仰おほせ付けられ、ゆめく御ご催促さいそくを申まうさう儀ぎではなく、たゞ腰腰こしこしの役目やくめに日暮前ひくれまへより走はせ廻まはつて、やうく唯今たゞいまこれへ」

「それは御大儀ごたいぎ、いづれも様さま、さぞくお勇いそましい事ことでがな」

「仰おほせまでもない方々かたぐ、御人數ごにんがの六七分ななふたは既すでに立たれました後あと、また途中とちゆうお目めにかゝりし衆しゆうも七八人にん、數かずならぬ私わたくしも浮世うきよこれぎり急々きふくの場合ばあひ、お暇いとま乞こひ」

其そのまゝ走はせ出いでむとするを母子おやこは引ひき止め、老人らうじんの殘のこせし大盃たいはいを差出さしだしぬ、

「首途かど、めでたう」

「これは何なにより、頂戴ちやうだい仕つかまつる」

直たちながら三杯さいはいを傾かたむけ、慇懃いんぎんに屈かむめし腰こしを伸のすや否いなや、また雪ゆきを眞白ましろに跳上けあげて章駄あだ天てんの如ごとく走はせ去きりぬ、

この吉右衛門きちゑもん、討入うちいりの時は固もとより引揚ひきあげの時ときまで、甲斐々々かひひくしく立働たちはたらきしが、泉岳寺せんがくじへの途と中ちゆうより俄にわかに姿すがたを没ぼつして影かげなく、同志どうしまた眉まゆを蹙ひそめて怪あやしみぬ、

十五日にちごの朝あさ、赤阪あかさか今井町いまいぢやうの淺野土佐守あさのとさのみが屋敷やしきに奥深おくふかく憂うき年月としつきを送おくれる内匠頭たくみのかみの未亡人みぼうじん、

瑤泉院の内立關へ飛び込みしものありて、一封の書面を差出し、

「京都紫野瑞光院より参りし飛脚の者、この一封を何卒、瑤泉院様お手許まで、確と御

取次を下されたい」

其まゝ後も見返らず走せ去りしが、瑤泉院これを開き見て、泣きながら押し戴き、幾度か

押し戴きぬ、この飛脚は吉右衛門、

今井町の浅野家を飛び出すや否、其まゝ東海道を日夜に急ぎ、山陽道を馳せ下りて藝州廣

島、大學左遷の許に委細を報ぜし後、また取つて返して播州姫路、吉田忠左衛門の娘を妻

とせる本多家の伊藤十郎太夫が許を訪ひ、こゝに引取られし忠左衛門の妻子を見舞うて、

また再び江戸に出でし時は、あけて翌年の二月十三日、はや既に四家へ預けられたる同志

一列は伏双せり、

吉右衛門、直に大目付仙石伯耆守の屋敷へ驅け込み、

「私事、一列に御仕置を仰せ付けらるべき筈のところ、内藏助より差置き難き内用を命ぜ

られ、餘儀なく一時その場を立退きましたもの、あはれの奴と思召され、何卒、先立ち

し同志と一様の御申付を願ひ上げまする」

伯耆守、かくと聞いて思はず涙を浮かべながら、親しく庭前へ召し出し、

「神妙の自訴ながら、既に四十六人として、もはや御處分の相濟みし今日、却つて公儀へ

の恐れあり、構なし早々引き下れよ」

嚴命を下しながら、その姿を見れば、はるぐの旅に窶れて路用も摺り切りし體、さても

不便の者と金子若干を與へられ、其まゝ追ひ放たれぬ、

寺阪吉右衛門、惜しからぬ生命ながら、この上は多年の恩顧を受けし吉田忠左衛門の遺族

を介抱せむと、またもや東海道を急いで播州姫路、伊藤十郎太夫の許に身を寄せまめくしく仕へしが、十郎太夫の藩主たる本多家は故ありて越後の村上に轉封され、數年の後、さらに十萬石を減じて三河の刈屋に移され、その後また刈屋より下總の古河に移され、これに従ふ伊藤家も轉々して小祿となりしが、以上十二年の間、この不運なる吉右衛門、あらゆる艱難辛苦に伴うて、ますます忠實に一家の窮乏を助けぬ、

伊藤十郎太夫、その忠實に報はむとするも報ひ得ず、あまりの氣の毒さに堪へ兼ねて、江戸麻布の曹溪寺と所縁あるを幸ひ、書を寄せて吉右衛門の一身を頼めば方丈の梁州禪師これを喜び迎へ、暫く寺内に引き取りし後、土州山内侯の分家たる山内主膳に義士の老後を薦め、主膳また優遇して心易く晩年を送らしめぬ、延享四年十月六日、睡るが如く八十三歳の高齡を以て終りしが、曹溪寺に葬り、法號を節岩了貞信士といふ、

寺阪吉右衛門、その生前に吉田忠左衛門の親族たる筑後久留米の羽田傳右衛門と柘植六郎左衛門のため、忠左衛門に従うて江戸に下り討入の當夜に至るまでの顛末を書記せしが、これを世に『信行筆記』また『寺阪覺書』として傳へる、

吉田忠左衛門、細川家に預けられし時、接待掛の堀内傳右衛門この吉右衛門が事を問へば、あれは脱落せし不届もの、重ねて名も仰せ下されたく御坐らぬといひながら、目を瞬きぬ、泉岳寺に四十六基の墓を建てられし幾十年の後、心あるもの、寺阪吉右衛門のために一基を添へぬ、

萱野三平重實

萱野三平は攝州萱野郷の産れ、幼名は卯平次、家は代々その地の郷士にして、父の七郎左

衛門は旗本の大島出羽守に仕へしが、出羽守この卯平次に口を添へて十三歳より内匠頭の
兒小姓となり、名を三平と改む、

兇變第一の急使に立ちしは、早水藤左衛門と萱野三平の二人、晝夜さらに一睡もならざる
早籠の驛傳を飛ばして赤穂に達する途中、郷里の萱野を過ぐる時、たま／＼親戚知己の葬
式を送れるに出逢ひ、誰ぞと問へば、御身の母なりといふ、

君は江戸に不意の切腹、母は郷里に眼前の死亡、臣子一時の變に斷腸の血涙、さらぬも晝
夜の疲勞に我を忘れて悶絶せむとせしが、大義の念力に眼を閉ぢ齒を嚙みながら、公私の
分ありと其まゝ赤穂へ馳せ去りぬ、

籠城、殉死、いづれも人に劣らず、開城の後、始めて郷里に歸り、母の墓前に泣いて不孝
を謝し、をり／＼人しれず十餘里の山科へ通ひしが、父の七郎左衛門この時は既に任を長

男に譲りて、三平と共に住みぬ、

三平、一日、父に向ひ、若年の身を以て此まゝ片田舎に朽ち果てむよりは再び江戸に出で
て仕官の道を求めたし、幸ひ江戸には朋輩もあること、かた／＼立身の御暇を下さるべし
といふ、父の七郎左衛門、首を振りながら、汝は次男にして實は内々さる方より養子の縁
談中、兎も角も婚姻の濟むまで家に居よと諭しぬ、

折しも同志の面々、次第に江戸へ下るの報を得て、三平、あるにもあられず、父も流石に
武士なり寧ろ打明けて心よく勇ましけに許容を受けむと、復讐の一事、そつと語れば、ま
す／＼首を横に振りし父の驚愕、その後は殆ど目も放たず打守りて門外一步も叶はぬ今更
の後悔、深夜の堀を乗り越え垣を破りて出奔するは易けれど、父子兄弟夫婦の間にも打明
さぬ大事を漏らせし我、生きて君に不忠となり友に不義となるよりは、死して父の口を閉

ぢむと、進退こゝに谷りし三平、竊かに一書を山科へ送りし後、腹を屠りて死しぬ、生年二十八歳、墓は萱野郷谷芝村の陽光院にあり、

小山田一閑

小山田一閑は十兵衛と稱し、淺野家に仕へて江戸定詰の馬廻り百石、老病のため手足不隨となりし後、家を嫡子の庄左衛門に譲り、隠居して一閑といふ、

兇變の時、この一閑は八十一歳、進退自由の叶はざる老病の身に足を爪立て拳を握りながら、悲憤その骨髓に徹して庄左衛門を呼寄せ、

「もし我、この手、この足、せめて一二町の歩行に堪ゆれば、たとひ蟲の如く四這に這ひながら、重代君恩の仇、やはか其まゝに置くべきか、心は矢竹に迅れども何とせむ、こ

れ見よ、とる年は八十を越して身動きもならざる老病の悲しさ、たのむは汝一人、天晴れ君父のために身を捨て、武夫の花と散れ、思へば武運に叶ひし堀部の父子が羨ましいぞ、もし血祭りの用ならば、さしづめ幸ひの我を斬て弓矢神の犠牲に備へられたい、庄

左衛門、この儀を同志の人々に傳へてくれ』

小山田庄左衛門、この父の子として誰にも劣らず義盟の名を聯ね、本所林町の堀部安兵衛が許に同居せしが、父の一閑は不隨の身を以て夜なく椽側に這出で、手洗鉢の清水を頭上に浴びて一黨のため本望成就を神に祈りぬ、

極月十四日、いよく討入の噂は忽ち江戸の八百八町に響き渡りて、はや義士の人名を市中に讀賣の聲々、さては嬉しや悴も侍の一分を盡せりと、浪宅の竹窓に這上りし一閑、窓越に買取りて思はず老の笑を浮べながら、我子の手柄顔いづこにありと打返し打返し、讀

めども讀めども、さらに小山田庄左衛門の文字なし、
 もしや書落せしか聞漏せしかと、まだ我子を夢にも疑はぬ一閑、讀賣の聲毎に二枚三枚を
 買ひ取れど、さらに其姓名なきのみか、最後の手に入りし一枚は、討入以前に夜逃の大臆
 病ものとして、高田郡兵衛以下の醜名を擧げられし中に、小山田庄左衛門、
 一閑どツと打倒れしまゝ、殆ど既に半死半生の體、わづかに這ひ直るや否、不隨の手足を顛
 はしながら、一刀の柄頭を壁の片隅に支へ、あはれ八十二歳老病の皺腹を鋒鋦に押當て、
 ぐさと田樂刺に貫かれて死しぬ、
 父は手足も叶はぬ不隨の身を以て義烈のために憤死し、その子は壯年血氣の身を遁れて忠
 に背き孝を失ひ友を捨てたり、父子美醜の一對、長く後世に傳ふ、

岡林奎之助

淺野家の千石取に奥野將監と並び稱せられし岡林奎之助は、幕府の旗本に松平孫左衛門の
 弟、幼少より岡林家の養子となりて、藩中上士の筆頭たる番頭を勤めしが、兇變一發、
 赤穂の城中に決死論の起るや、奎之助、大野九郎兵衛と共に去て江戸に歸れり、
 一黨討入の噂、義士聯名の讀賣、市中に響き渡るや否、末弟の左門なるもの、怒りの涙を
 拭うて兄の奎之助に迫りぬ、
 「俱に天を戴かざる義士烈夫、四十六人中、君恩に浴する知行食祿お身の上は唯これ一人
 の大石内藏助あるのみ、その他の四十五人は悉く皆お身より以下の者ども、あはれ十石
 二十石の輕輩、さては五兩三人扶持の徒歩まで打揃うて天晴れ忠節を全うせる中に、い

ざとならば軍奉行たるべき番頭の身分、加之も千石取の侍として、この義舉に漏れしは猶更の不忠不義、一家一門の恥辱、兄弟親類の端までも士道は相立たぬ、現在こゝに弟の左門、まかり許されぬ』

悲憤の眼を怒らして兄の空之助を引立て、家の長兄たる松平孫左衛門が許に連れ行けば、孫左衛門また待受けて刀を引寄せ、

「不埒千萬なる奴、ようぞ取遁さす召連れた、兄弟ともに力を合して押殺す奴なれど、骨肉の情、人は知らぬ世間へ内々、介錯して遣はずぞ、今更お役には相立たざれど、せめて故主への申譯、また友朋輩へ先非後悔の謝罪状、見苦しからぬやう切腹せい」
兄弟その左右に迫りて義理と情の柵にかけられし岡林空之助、茲に詰腹を切らされぬ、その翌日、松平孫左衛門よりの届出、流石に骨肉の情を籠めて、文字に涙を含めり、

空之助儀、孫左衛門手前に差置候處、用事有之、當十一月上方へ罷越、一昨日罷歸り昨朝自滅仕候、遂吟味候得共、書置も無之、是は内匠頭家中父方の大伯父岡林空之助方へ養子に遣置候處、今般上方へ參候留守中、上野介を討取候故、不堪殘念候而自滅仕候哉と奉存候、

大石小野寺原の三人連名にて細川家より京の寺井立溪へ送りし討入覺書の追書中、その一節に、

岡林空之助舊冬二十八日に自滅のよし兄弟衆の意見と相聞え候、
岡林空之助、精忠精義の同盟に入らずと雖ども、幸ひ兄弟に義を勵み忠を知る人ありて、おめく生恥を曝さず其身を終りぬ、

潜居變名

世は元祿の泰平に馴れて華奢風流に包まれ、武士も刀槍弓馬よりは花の袖幕に小鼓謠の折柄、素性の知れぬ浪人の面魂を揃へて市中に怪しまるゝを恐れ、おのゝ諸處に姿を潜め名を變へぬ。

石町三丁目小山屋彌兵衛の裏口に建てし控屋へ江州より出府せし公儀への訴訟人として同宿十人、

- 店借主訴訟本人 垣見左内大藏 石
- 醫者 仙北中庵十野寺内 親族介添 森清助 近松
- 菅谷政右衛門半之丞 同 小田權六 瀨左衛門
- 後見人 垣見五郎兵衛内藏 助 石

同 三村喜兵衛三村次郎

垣見家若黨 加瀬村幸七

同 室井左六

森清助家來 甚三郎

新麴町六丁目大屋喜左衛門の裏店に同宿五人、店借主の吉田忠左衛門は兵學者の田口一真と稱し、或は時に篠崎太郎兵衛といへり、

店借主 田口一 真忠左衛門

田口左平 太澤右衛門

和田玄 真惣右衛門

松井仁太 夫數右衛門

町人 伴助 寺吉右衛門

新麴町四丁目和泉屋五郎兵衛の裏店に同宿七人、

店借主 山彦嘉兵衛中助 村

三橋淨貞 間太夫

三橋小一郎 孫間九郎 瀨

郡武八郎 岡島八十

岡野九十郎金右衛門

召使一人

仙北又助小野寺

同町大屋七郎右衛門店に同宿四人、

店借主 原三助三郎兵衛

町人重助十次郎

松屋新助新六

新麴町五丁目秋田屋權左衛門の店に一人、

店借主 山本長左衛門助右衛門

妻子同居

芝通町三丁目濱松町檜物屋惣兵衛の店に同宿二人、

店借主 高島源之右衛門源藏

塙武助右衛門

八丁堀より本所に引移りて頭を圓め醫者を業とし妻子を養ふもの、

荻野隆圓喜兵衛

深川黒江町の春米屋裏店に二人、

店借主 西村丹下貞右衛門

西村清右衛門孫太夫

南八丁堀湊町平野屋十左衛門の裏店に同宿五人、

店借主 吉岡勝兵衛右衛門

清水右衛門七右衛門七頭

協屋新兵衛源高

町人喜十郎彌左衛門

町人金助藤左衛門

芝源助町大津屋の裏店に同宿四人、

店借主 内藤十郎左衛門左衛門

富田源吾和助野

植松三太夫三太夫

召使一人

本所林町五丁目紀の國屋の店に同宿四人、

店借主 長江長左衛門安兵衛部

石田左膳岡右衛門村

三島小一郎横平川
召使一人

本所三ツ目徳右衛門に同宿三人、

店借主 杉野九一右衛門十平次野

渡邊七郎右衛門唯七林

町人喜右衛門新左衛門田

本所二ツ目相生町店借の小賣商人三人、

米屋五兵衛伊助原

小豆屋善兵衛與五郎崎

手代傳助倉助橋

兩國矢の倉米澤町市兵衛店、

馬淵市郎右衛門彌兵衛部

妻子同居

以上の潜居變名中、新麴町四丁目の千馬三郎兵衛と同宿して中田藤内と稱せし中田理平次
南八丁堀湊町の片岡源五右衛門と同宿して田中玄昌と稱せし田中貞四郎、また本所林
町の堀部安兵衛と同宿して木原武右衛門と稱せし毛利小平太、玉野平八と稱せし鈴木重八
を、やまだしやうざゑもん、中村徳右衛門、以上の六人は同盟一列の義憤こゝまで伴ひ來りしが、俄
の臆病風に誘はれて出奔し、中にも毛利小平太の如きは討入の前夜いざといふ間際に同志
を出しぬいて、いづこともなく姿を隠しぬ、

年齢身分

一黨四十七士の姓名年齢と舊の身分食祿、

元祿四十七士

大石内藏助良雄石 四十四歳
 片岡源五右衛門高房 内證用人兼小姓頭三
 堀部彌兵衛金丸 隱居 七十六歳
 吉田忠左衛門兼亮百石 六十歳
 間瀬久太夫正明 大目付二百石
 堀部安兵衛武庸 馬廻二百石
 富森助右衛門正因石 三十三歳
 不破數右衛門正種 元馬廻二百石
 小野寺十内秀和 京都留守居百五十石
 奥田孫太夫重盛 馬廻兼武具奉行百
 五十石 五十六歳

同主税良 金十五歳
 原惣右衛門元辰 足輕頭三百石
 近松勘六行 重石 馬廻二百五十
 同澤右衛門兼貞 二十八歳
 同孫九郎正辰 二十二歳
 潮田又之丞高教 馬廻兼國繪圖奉行
 二百石 三十四歳
 赤埴源藏重賢 馬廻二百石
 岡野金右衛門包秀 父物頭並二百石
 同幸右衛門秀富 二十七歳
 同貞右衛門行高 二十五歳

大石瀬左衛門信清 馬廻百五十石
 矢田五郎右衛門助武 馬廻百五十石
 磯貝十郎左衛門正久 物頭並百五十石
 同十次郎光興 二十五歳
 中村勘助正辰 馬廻百石
 千馬三郎兵衛光忠 馬廻百石
 同三太夫高直 二十六歳
 大高源五忠雄 奉行腰物方二十石五
 矢頭右衛門七教兼父 二十石五人
 前原伊助宗房 中小姓兼金奉行十石
 三人扶持 三十九歳

木村岡右衛門貞行 馬廻百五十石
 早水藤左衛門滿堯 馬廻百五十石
 間喜兵衛光延 馬廻百石
 同新六光風 二十三歳
 菅谷半之丞政利 馬廻兼代 百石
 村松喜兵衛秀直 中小姓兼扶持奉行
 三十石五人扶持 六十二歳
 岡島八十右衛門常樹 中小姓兼勘定方二
 十石五人扶持 三十三歳
 倉橋傳助武幸 中小姓 二十石五人
 勝田新左衛門武門堯 中小姓十五石三人
 扶持 二十三歳
 貝賀彌左衛門友信 中小姓兼藏奉行金
 持 十兩米二百三人扶
 持 五十二歳

武林唯七隆重扶持 中小姓金十兩三人
 神崎與五郎則休扶持 横目金五兩三人
 横川勘平宗利扶持 歩行金五兩三人
 寺阪吉右衛門信行 三十八歳

杉野十平次次房 中小姓金八兩三人
 茅野和助常成扶持 横目金五兩三人
 三村次郎左衛門包常扶持 臺所役七石二人
 三十六歳

七十歳以上の八旬に垂たるもの一人、六十歳以上五人、五十歳以上四人、四十歳以上四人、三十歳以上十八人、二十歳以上十三人、二十歳以下の十七と十五の少年二人、死する時は各々一歳を加ふ、
 内藏助を別として、片岡源五右衛門の三百五十石を一黨中の高頭とし、村松喜兵衛以下の十六人は僅に二十石五人扶持より年金五兩八兩の輕き身分に重き忠義を荷ひ、あはれ七石二人扶持の三村次郎左衛門と足輕の寺阪吉右衛門に至る、

始めより不義の徒には藤井(又左)衛門(彦右)大野(兵衛)の三家老あり、千石取の近藤(源)岡林(李之)以下いづれも歴々の數百石を食みしもの多く、その半途に志を變じ一擧の間際に遁け出せしもの、また千石取の奥野將監を筆頭として進藤(源四)河村父子(傳兵衛)長澤父子(六郎左衛門)小山父子(源五左衛門)六佐藤父子(伊右衛門)大石孫四郎、渡邊父子(角兵衛)糟屋父子(勘左衛門)井口(忠兵)稻川(十郎右)山上(安左)佐佐父子(三左衛門)月岡(治左)岡木父子(次郎左衛門)多藝(太郎左)平野(半)高田(郡兵)小山田(庄左)以下、討入の夜に出奔せる毛利小平太に至るまで、皆これ一藩中の名家として高祿を賜はりしもの多し、

節 度

もはや此上は、さす敵の動き鹽梅たゞ一事、たしかに本邸在住とは知りながら、或は既に

松阪町の屋敷を去りて上杉家にありとの風聞、また今年十二月の末か來春早々この江戸を去りて上杉家の本國へ引移るとの風聞、長蛇もし一たび逸すれば、千秋の遺恨、あはれ四十七人の腸を空しく大地に叩き付けるより外なし、

たま／＼脇屋新兵衛の大高源五が四方庵宗遍より探り出せし十二月十四日の夜、吉良家に於て深更まで知己朋友を集め忘年の茶會を催すとは、天の配劑か、人の熱誠か、月こそ變れ恰も亡君の最後と同日、恨を呑んで無念の刃に伏せし忌日なり、内藏助を始め一味の義徒これを聞いて思はず泣きぬ、

いよく、今月十四日と定まりし以前、はや既に内藏助は小野寺吉田原堀部の老人と共に相議して、竊に一黨討入の心得書を示しぬ、

まづ第一に起請文前書之事として、

起請文前書之事(當時の文體を讀み易からしむるため、本文そのまゝを演繹す、以下同斷)

一、冷光院様の御尊警吉良上野介殿を討取るべき志、これある侍ども申し合はせ候處、この節に及び大臆病の者ども心を變じ退散仕り候もの撰び捨て、唯今申し合はせ必死相極め候面々は御靈魂も御照覽あそばさるべく候事、

一、上野介殿御屋敷へ押し込み働きの儀は、功の淺深これあるべからず候、上野介殿印あけ候者も、警固一通りの者も、同前たるべく候、然れば組合働役を好み申すまじく候、尤も先後の争ひ致すべからず候、一味合體いかやうの働き役に相當り候とも少しも難澁を申すまじき事、

一、一味の各々存じ寄を申し出で候とも、自己の意趣を含みて申し妨げ候儀これあ

るまじく候、誰にても理の當然に申し合はすべく候、兼て不快の底意これあり候とも、働きの節は互に助け合ひ、急を見繼ぎ、勝利の全きところを専らに相働くべき事、

一、上野介殿十分に討取り候とも、銘々一命遁るべき覺悟無之上は、一同に申し合せ、散々に罷りなり申す間じく候、手負の者有之に於ては、互に引き懸け助け合ひ其場へ集り申すべき事、

右四個條相背き候は、此一大事成就仕るべからず候、然れば此度退散の大臆病者と同前たるべき事、

さらにまた當夜うち入の心得書として、

人々心得之覺書

一、定日相極り候は、兼て定め候通り、前日の夜中より物靜に定め置き候三個所へ集り申すべき事、

一、定日に至り候は、兼て定め候刻限に打立つべき事、

一、敵の印あげ候時は引取り候場へ持參いたすべく、其時の首屋次第、その骸の上著を剥ぎ取り包み申すべく候、もし上使など御馳せ著き候は、此曾泉岳寺へ持參仕

りたき存念に御坐候、然れども、御免無之候は、是非に及ばず、御歴々の印むざと打捨てがたく候、御下知を以て彼屋敷へ遣はされ候やうにも御坐あるべきか、其段御指圖次第に仕るべく候、其上勝手次第と有之に於ては、泉岳寺へ持參仕り御幕

所へ備へ申すべき事、

一、子息の印あけ候は、持參に及ばず打捨て候覺悟を心得べき事、

一味方の手負は、随分成り次第引き退き候、分別肝要に候、然しながら肩に懸け候う

ても成り難き首尾に候は、印を揚げ候うて引取り申すべき事、

一、父子討ち取り候は、相圖の小笛を吹き、段々に吹き繼ぎ惣容へ知らすべき事、

一、鉦の相圖は惣人数引き取り候時、うち申すべき事、

一、退口は裏門より引き取り申すべき事、

一、引き取り場は無縁寺たるべく候、但し無縁寺へ入れず候は、兩國橋東の橋際の廣

場に打寄り申すべき事、

一、引き取り候途中へ、近處の屋敷方より人数を出し押し留め候時は、挨拶の事、そ

の實を告げ候うて、私共何方へも逃げ去り候事さらに無之候、無縁寺まで引取り、

公儀御見分の御使を請け、旨趣を申し上げべき志に候、去年ら御心許なく思召

候は、寺まで御付きなさるべく候、一人も退散の者無之旨を申すべき事、

一、彼屋敷より追手馳出で追ひ來り候は、惣人数踏み留まり、勝負仕るべき覺悟專

一に候事、

一、勝負のうち御檢使有之候は、大門を開かず候うて、潜より一人外へ出で御挨拶を

申すべく候、勝負半に候は、濟み候、趣の挨拶心得の事、その實を告げ唯今當人を

討取り申し候、活き残り候者ども呼集め候うて、追つ付罷り出で御下知を請け申す

覺悟に御坐候、私ども一人も退散候、所存は會て無之旨を可申候、門内へ御入

り御見分可有之との御事に御坐候とも、暫く御控へ下さるべく候、討入候者ども

屋敷中に打散じ申し候へば、門内へ御入り遊ばされ候時に卒爾の儀心許なく存じ奉り候、追付け門を開き御目にかゝるべき旨を申し、堅く門を開き申す間じき事、
 一、勿論の儀ながら討入り候覺悟、惣容必死の心底決定いたし候、右申し候引取候時の儀を、申し合はせに認め候は、時に到り心得のためにて候、退口の覺悟を胸中に含み候うては、討入り候ところ恐臆これあるべく候、然れども退去候うても必死の面々に候へば、討入る時の丈夫の覺悟專要の儀に候、申すに及ばず候へども銘々治定粉骨の働き尤に候事、

以上

また討入の當夜、文箱に入れ竹に挿みて敵地に建て置くべき一舉趣意の口上書は、

浅野内匠頭家來口上

去年三月内匠頭儀傳奏御馳走の儀につき、吉良上野介殿へ意趣を含み罷り在り候處、殿中に於て當座忍び難き儀御坐候うて、刃傷に及び候、時節場所を辨へざる働き不調法至極に付き切腹仰せ付けられ、城地赤穂めしあけられ候儀、家來どもまで畏れ入り存じ奉り候、上使の御下知を受け城地差上げ、家中早速離散仕り候、右喧嘩の節御同席に御差留の御方これあり、上野介殿討留め申さず候、内匠頭末期残念の心底、家來ども忍び難き仕合に御坐候、高家御歴々に對し家來ども鬱憤を挟み候段、憚りに存じ候へども、君父の讎は共に天を戴くべからざるの儀黙止し難く、今日上野介殿御宅へ推參仕り候、偏に亡主の意趣の志を繼ぎしまでに御坐候、私ども死後も

し御見分の御方御坐候は、御披見を願ひ奉り候。如是御坐候。以上、

元祿十五年十二月 日

淺野内匠頭長矩家來

内外大小の用意周到、輕重緩急の節度嚴命、加之も成敗ともに必死の覺悟を極めし忠肝義膽、知らず敵に何の防禦ありて深夜いかなる夢を結べる、

遺書

十二月十三日の朝、石町三丁目の假住居に垣見五郎兵衛と稱せし内藏助、こゝまで我身に添ひし室井左六、上税に添ひし加瀬村幸七と二人の若黨を膝近く呼び寄せて、ゆうべ深夜

の燈下に認めし一封の書面を取出しぬ、

「左六、幸七、兩人とも去年以來、今日までの奉公、わけて立身出世の道もない浪々の身に付き添うての奉公振り、内藏助、満足に思ふぞよ、過分に思ふぞよ、なれど差當り他人では心許ない國許へ急用の書面、また大儀ながら大津の中次まで急々ぢや」

幸七、左六、互に顔を見合はせて、はや兩眼に涙を含みぬ、

「大切の御用、心得ますが、もはや年内の餘日もない今日、なりましたれば來春早々まで」「いや、のびくにならぬ火急ぢや」

さては必定、いよく一大事の間際、それと知りながらも、下郎の悲しさ、押して口も膝も入れられぬ身、せめては一人、鬪取に後へ残らむとの心體、
「是非とも兩人、うち揃うて、まるらねば叶ひませぬ御用で」

「一人では道中、もし萬一の病氣、ないにも致せ、足を痛めては日取の缺ける急用ぢや」
 平生は萬事に打解けて上下の差別なく優しけれど、一旦かうと言ひ出せば、もはや再び叶
 はぬ主人の氣風を呑み込みし兩人、多年の御奉公これが最後の御顔かと見上ぐれば、内藏
 助また思はず目を閉ぢて、見られし顔を横に背けぬ、いはねど知れよの心、いはれずとも
 知る心、主従こゝに以心傳心の涙を含み聲を呑みぬ、
 内藏助より形見の印籠に添へて金子二十兩、主税よりも形見の印籠に添へて金子十兩さら
 に父子が今まで身に着けし肌絆、これは幸七左六の兩人に乞はれて與へぬ、
 この兩人が男泣きに携へて立出でし内藏助の一書は、年來赤穂の御用を勤めし大津の大家
 屋を経て、本國赤穂に亡君の御位牌を納めし華岳寺と大石家代々の我菩提所たる神護寺と
 へ送りしもの、山科出立以來の消息を委細に盡して、加之も背盟脱黨の不義者まで書き認

めぬ、

家來左六幸七暇遣はし差登せ候間、一筆啓上いたし候、甚寒に御坐候へども各様
 いよく御堅固に御坐なさるべく、珍重に存じ奉り候、其許御城主も仰せ付けられ
 (淺野家滅亡後の赤穂城は) 珍重の御事に御坐候、前々の通り相違なく寺社領を遣され候
 (永井伊賀守の居城となる)
 事に候や、心許なく存じ候、
 私在京の内は何かと心隙を得ず候うて、書状を以ても御意を得ず御無音に罷過ぎ候
 今日まで一段と兩人とも無事にて罷在候、誠に佛神の御加護と難有喜悅仕り候
 事に御坐候、在京の内は公儀よりも拙者へ附人有之、一足も踏み出し候儀、相成らざ
 る旨、慥なる筋より聞き出し候などとして、岡本(次郎左衛門) 糟屋(勘左衛門) 等彼是申し候へども

不慥の儀承り申し候に及ばず、若左様の儀も候はゞ其節の料簡可有之と、其手立を
 も致し罷り在り候處、道中御關所滞りなく、少しも心懸りの儀無之下著仕り候
 申し談じのため鎌倉へ立寄り五六日滞留、それより川崎近處平間村と申す處に在宅申
 し、其後石町へ借宅致し父子十内(小野)斧右衛門(潮田又)清助(近松)瀬左衛門(大)半之
 丞(菅)三村次郎左衛門家來三人(左六、幸七)にて罷在候、孫左衛門(瀨)爲助(矢)は平
 間村に残し置き候、同志の者共麴町に四軒、湊町源助町石町本所に二軒、都合十
 軒餘に五十人餘借宅申し候、方角により浪人ども追々下著、拙者ども罷り下り候取沙
 汰いろく有之、御中にも御存じの旨に候へども何の御いろひも無之、打破り候ま
 では、格別その通りに被成置候事と察せられ候、亡君のため忠死と感じ思し入る道理
 か、何の滞りも無之安堵まかり在り候、をりく上野介殿他行を承り、晝夜心を碎

き途中心懸け候へども、不仕合にて出合ひ申さず居屋敷へも二三度間者を入れ見申し
 候處滞りなく、是に因て近々打込み申す事に候、此上ながら首尾よく豫ての本望
 達し候やう願はしく存じ候、最早間も有之間敷、其節の趣おひく御聞き及び可有之
 候、

上方にて追々變心の者どもの儀、御聞き及びなさるべく候、其許へも歸り居り申すも
 の多く御坐候、佐佐木小左衛門父子恙なくこれあるべく、上方にて岡本次郎右衛門、
 糟屋勘左衛門、小山源五左衛門、進藤源四郎、仕方は非に及ばず人外の事ども、品々
 様々の事ども申すも御恥かしく存じ候、奥野將監河村傳兵衛存外の儀どもに御坐候、
 只今に至り候うては空之助(岡)源左衛門(外)惣左衛門(八)料簡が増と存する事に候、
 當地に下り候うても中田理平次、中村清右衛門、鈴木重八、家來瀬尾孫左衛門、矢野

爲助、こゝもと勝手にては田中貞四郎、小山田庄左衛門、立退き申し候、古今めづら
 しからざる事に候へども、是まで罷り下り候處に右の通り驚き入り申し候、孫左衛
 門儀は山科に於て達て差留め申し候へども、却つて腹立ち申し罷り下り事急に罷り成
 り立去り候、當然拙者外聞と申し、死後までも人口喜悅申し候ところ是非なき次第に
 候、右の品々申し入れ候事にも無之候へども書き付け候
 此度暇遣はし候家來兩人事、茲許無人相宿も多く候へども、晝夜骨を惜しまず勤めく
 れ過分不便に存する事に候、急なる事可有之と存じ暇遣はし候、拙者存命二つも有之
 候はゞ、此兩人事は何方へなりとも無心申し、安座申し候やうに仕遣はしたき程に存
 じ候、役にも立ち可申ものにて候、もし相應の思召も御坐候節は此者どもの儀、御言
 葉を添へられ下さるべく頼み存じ候、此度申し合ひ候もの四十八人(毛利小平太は)に

て、斯様に志を合はせ申す儀も冷光院殿此上の御外聞と存する事に候、死後御見分
 のため遣し置き候口上書一通寫し進じ候、何れも忠臣の者共に候間御回向をもな
 され下さるべく候、其場にて生き残り候者ども定めて引き出され、御尋ね御仕置にも
 可被仰付、勿論その段人々覺悟の事に候、御心易かるべく候、尙様子御聞きなされた
 候はゞ、京都寺井玄溪へ御尋ね可被成候、様子候うて能く存じ罷り在り候、(中略)
 死人に口なし、死後いろくの批判とりぐこれあるべしと察し存じ候、知貞御坊へ
 も同前に申したく候、遠林寺神宮寺もし噂も御坐候はゞ、宜しく御心得下さるべく候
 恐惶謹言、

十二月十三日

大石内藏助(華押)

惠光様

元祿四十七士

良雪様

神護寺様

なほこの書状、家來に遣はすべしと存じ候へども、若し道中にて滞り候うては如何と存じ差控へ候、死後大津より其許へ相達し候やうにと頼み置き候、家來兩人登せ申すに付き昔の鬼王童三郎もかくやらむと泪に一笑申す事に候、以上、

いよく死を極めて討入の間一髪に迫りながら、内外百事の匆忙中、深夜の燈下に平生の如く従容と筆を探りて、前後の委曲こまなくと此長文を認めし外、また別に一書を認めて左六幸七の兩人に持たせ、幸ひの筆ついで途ついでに小野寺十内の妻女へ送りぬ、加之も婦女に與へし文體の優しさ、英雄の閑日月、死生の間に談笑の内藏助を見るべし、

家來左六幸七、いとま遣はし、のほせ候ま、一筆まうし入れ候、けしからぬ寒さとなり申し候、いよく御そく災のよし、をりをり十内どの御便りに承り、ちん重にぞんじ候、爰許十内どの一だんと御無事、拙者相宿にて晝夜御心易く申しだんじ大慶にの御あんど御しんていのほどおしはかり、御噂のみ申す事に御坐候、こゝもとへ下り著き候うて、存じの外、永滞留にてこまり申し候、しかしながら、この方しゆび一だんとよろしく、かねてそこもとにてとなへしとは、かくべつ違ひ、大慶申す事に御坐候、やがてのうち、しゆびよく埒あけ可甲と、まづは今までの首尾ども、のこるところなく候ま、御あんど下されまじく候、もはや間もこれあるまじく候、前々申す通り十内どの御一家方、大勢御そろひ、此たび忠志の御こと誠に御しんせつの御志、後

代までの御外聞と、さてさて御うらやましく存じ候、われら一家ども大こしぬけどもにて、のこり留り候は、われら父子、同名とては瀬左衛門ばかりにて候、めんほくなき事どもに候、家來孫左衛門事も、去る六日立のき候、元來かろきものにて候へども、われら外聞ともぞんじ、よろこび申し候ところ不届至極にぞんじ候、しかし高きも賤しきも、めづらしからぬは此一事にて候、幸右衛門どの源五殿その外とも無事、随分すくやかなる事どもに候ま、御氣遣あるまじく候、次第におしつめ候へども、いつ年の暮とも來る春とも、さらにわきまへず、うかくと年月を送り、このほどは鳥おひ抔まるり候うてこそ、年のくれとはおどろきり、さてもをかしきわれの身のさまと、十内殿と申しわらひ候、在京の内はたびくまり、御目にかゝり、御ちそうに成り候、何も何もむかしがたり、夢のこゝちにぞんじ候、よほど居なじみ候ゆ

ゑか、ともすれば都の事のみ申し出し、なつかしく、のこり多く、うちより一笑申す事に御坐候、此度いとま遣はし候、兩人のものども、むかしの鬼わう、どう三郎、同事におもはれ、笑ひ申す事に候、兩人事、此節つゝがなく、晝夜身を惜します、相勤め候、心ざしのほど淺からず、過分の事どもに候、かろき者どもに候へども、用にも立ち申すべき者どもと、一しほ不便にぞんじ候、左六たちより可申旨、うけたまはり候、ゆる、十内どの御無事のよし申し進じた、又は御いとまごひのため、かたがたかくのごとく御坐候、もはや御返事下され候こと御無用にぞんじ候、かしこ、

大いしくらの助

十内殿御内儀さま参る

はや東天の曉がた近き殘燈に、この優しき筆を投ずれば、十二月十四日、この手に采配を振つて四十餘人の猛士を夜半の雪中に躍らせ、うち續きし元祿の空に太平の夢を破りし驚天動地の大石内藏助、されど今日まだ一日は顔色にも露れず、石町の宿に莞爾として朝茶を啜りし垣見五郎兵衛、

墓

参

いよ／＼今夜の討入と定まりし十四日の朝は、ことし中の寒氣、さらに嚴しく肌を刺せど、熱血を包める志士のためには寒からず、雪氣を含みし薄曇りの空は閉せど、二年越しに含みし無念も鬱憤も今日こそ晴るゝ心地、はや年の瀬に押し詰りし市中の人足は繁く忙しけれど、用意こゝに整うて取り濟ましたる身は却つて閑靜なり、

内藏助を始め、小野寺、吉田、原、間瀬、村松、堀部、奥田、間の重立ちしもの十餘人、時刻を約して品川の泉岳寺に落ち合ひ、まづ亡君の墓前に拜伏して、おのゝ聲を出さねど涙は溢るゝ心の言上、ふしぎに御忌日の今夜いよく討入の時節到來は、正しく我々を御手引あそばさるゝかと、生けるが如く御暇乞を申し上げて後、また打揃うて方丈に集りぬ、

亡君の御忌日に参詣いたせし舊臣の者ども、いづれも平生は浪々ちり／＼の身にて面會の日もなければ、幸ひ落ち合ひし今日こゝに暫く方丈の一室を借り受けたしと、白銀の一封を差出して客殿に入り、茶菓の饗應をうけ給仕の小僧も去りし後、襖を閉て切り膝を寄せ額を鳩め、内藏助まづ口を開きぬ、

「總ての手筈は、豫ての覺書にて、とくに承知せらるゝ筈、また其場の働きに付いても、

いづれ劣らぬ歲月、さまざまの艱難辛苦を忍いで今夜、めい／＼不覺のあらう筈もな
い、唯この上は本望成就の第一義で御坐る、一黨四十七人を二手に分けて、不肖ながら、
内藏助は東面の表門より、また達ての御勧めに任せ、まことに若輩未熟の初心者ながら、
主税事、あれは西面の裏門より、これには何と致しても吉田と小野寺の二老、偏に御後
見を頼みまゐらす、東西の表裏兩門より時を違へず一度に打入つて、出合頭に敵を遁さ
ぬ室内の働きは勿論、若手の衆、さて老功の面々は室外にて四方八方に油斷なう、口々
を固め逃路を塞ぎながら、絶えず外より矢聲を掛けて若手の衆を勵まされたい、わけて
念に及びたきは、合符を見落して同士討のないやう、但し物色も分かぬ急場に會釋は無
用、問うて合辭の答ないものは誰彼の容赦なく討つて棄てられよ、この他は一切、前々
よりの手筈通り、いよく今夜、丑の上刻までには必ず豫ての三個所へ參集せられたい、

この儀、それ／＼若手の衆へ手落なう、お傳へ下さるやう、や、さても待ち遠い歲月で
御坐つたぞ、佛神の御加護、亡君の御導き、お互に二年の間、よくも病死いたさいで、
のう方々」

内藏助、おもはず目を瞬涙けば、一同また泣きぬ、中にも今年八旬に垂々たる白髮の堀部
彌兵衛、一座に代りての挨拶、

「これと申す物には頭、束の太夫あればこそぢや、若き面々は兎も角、もはや我等は不
時の病疾なうても自然の枯木、けふか明日か、いづれ餘命のない身を何たる僥倖ぞ、武
士の冥加に叶ひ、老後の思ひ出に斯かる晴業、全く以て冥途への拾ひ物で御坐る、たと
ひ首尾よう亡君の御側へ參るに致せ、前途のある若い面々と同じ言上は出来ませぬぞ、
のう喜兵衛殿」

誘ひ出されし間喜兵衛は一黨中第二番の老人、ことし六十八歳、平生は何事も人の影に潜みし老體ながら、おもはず我を忘れて膝を進め、

「彌兵衛老、お言葉ながら、さのみ御遠慮には及ぶまい、御邊の七十六に子息の安兵衛殿三十三を加へて百九歳、これを兩断に等分すれば五十四歳ぢや、これに居らるゝ吉田、村松、間瀬、小野寺、奥田、原の面々よりは、若いぞ、若いぞ、我等また六十八歳なれど、悴の十次は二十五、新六は二十三、父子三人で、たつた百十六歳、これを割り當てて聊か端數の出る三十八歳づゝぢや、はッはッはッ」

急に處して知らざる如く、死を見ること歸るが如し、老いて益々壯なる老骨の諧謔、一座これに手を拍つて、どツと笑ひぬ、

出 發

寒氣凜冽、十四日の朝より薄墨を刷けるが如く曇れる空は、午の頃はや既に閉ぢし雲を破りて、ちらく〜と白く降りしが、くれかゝる黄昏には俄の大雪、見渡すかぎりの銀世界、かねて足溜とせる三個所、その一個所は本所林町の堀部安兵衛が宿、その一個所は本所三ツ目横町の杉野十平次が宿、わけて大切の一個所は吉良家の裏門に近き本所二ツ目の相生町三丁目、久しく人しれぬ額越しに敵を覗うて商人に化け澄ませし前原伊助と倉橋傳助と神崎與五郎の相宿、これぞ今夜の味方を導くべき討入の案内者、さらぬも師走の空ますます〜嚴寒の夜に入りて、近年に珍らしき大雪、平生より早く世間は戸を閉ぢて、道ゆく人の影もなく、四方たゞ闇として闇き軒下に乳を求むる小狗の聲のみ

ましてや流るゝ水音さへ眠るとぞいふ丑の上刻、
 時こそ來れ、いざやと一黨の面々、いづれも約束の時刻前より、おのゝ自己が浪宅を忍
 び出で、方角道順、それぐ互ひに誘ひ合はせ、うち連れ相伴うて、兵の交り深き三々五
 五、次第に降り積る雪を踏みながら、

石町三丁目、小山屋彌兵衛の裏宿にありし大石内藏助、靜に夕餉を終へて後、一子主税を
 膝近く呼び寄せ、その顔を打守りながら、流石に父子、同じ敵に向へど東西の兩門、これ
 が死に別れの覺悟、
 「時刻には早くとも、用意よくば立て、かねぐ申し聞けた事、忘るゝな、男、十五歳に
 なるぞ」

「は、確と承はりまする」

「かりにも裏門の大將ぢや、うかと致すまいぞ」

「は、はッ」

「おもへば面目もない事、瀬左衛門の外、孫四郎(大)源四郎(進)源五右衛門(小)同族縁者
 より三人まで大臆病の不覺者を出せし我等ぢや、人並の働きでは相濟まぬぞ」

「心外に心得まする」

「さす敵に向ふばかりでない、味方への恥も知ツて向へ、いざ行け」

同宿の近松勘六、大石瀬左衛門、菅谷半之丞、三村次郎左衛門、以上四人と共に主税を先
 に打立たせて、残るは小野寺十内一人、

互に一服の薄茶を啜り合うて、庭前に降り積りし大雪を見ながらの微笑を浮べ、

「小野寺老、折柄の大雪、雪は雪ぐと訓みますのう。」

「雪ぐと訓む、この大雪を風流の友として、年忘れの茶の湯とは、さて、生命忘れに末期の茶の湯とも知らいで、小氣味のよい事、同じ茶の味も我等この一服ほどの加減は御坐るまい」

「いかにも、のう、は、は、は、」

「雪も雪、降り止んだ雪明りに闇もなく、やがてまた月も出まする日取、月雪花の花は太夫、武夫の今夜、一時に咲きまするで」

「や、心地よく申されるぞ、小野寺老、もはや時刻、そろそろまるらうか、幸ひの途上、矢の倉の彌兵衛老が宿へ立寄り、暫時の休息いたさう」

「一歩なりとも、近づいてこそ、さらば御供」

今夜は朋友の許に終夜ら圍碁の約束ありとて、宿の主人に二挺の町駕を傭はせ、兩國の矢の倉、米澤町の堀部彌兵衛が住居へ立寄れば、七十六の老骨に鐵壁も突き破るべき勢ひ、現世の飲み終めと今しも大盃を傾けて、禿頭の白髪に照り添へる老の満面、丹朱を塗れるが如し、

内藏助おもはず打笑うて、

「彌兵衛老、相變らぬ元氣、なか／＼お年、めされぬ、わけて今宵は若やいで見える、はは、は、」

老人、ますます悦に入りて、ぐいと飲み乾せし大盃を二三度、宙に雫を振りながら、まづ内藏助へ進めぬ、

「彌兵衛、生涯この年まで、今宵ほど酒の味を覚えませぬ、残酒ながら一獻まづ太夫より

十内殿も過されい」

彌兵衛の内室、安兵衛の妻、母子もろとも甲斐々々しく左右より酌に立ち、内藏助も十内も打寛いで盃を重ねし後、

「老人は、ゆるく後より、我等は若き面々への指圖もある事、一步お先へまゐる」

こゝより乗り來りし駕を歸し、兩人相伴うて門に出づれば、雪ますます白く寒夜に凍りてざくりとも音せず、踏む脚下は玉盤の上を歩むが如く、いつしか十四日の月また雲の晴れ間に差上りて、敵の屋敷を手取るばかり見渡しながら兩國の橋を渡る頃、天地一白の中に黒影たゞ二個、おもはず互に聲を潜めて、

「小野寺老、よい景色のう」

「この景色に猶更の景物、あれに見えまする」

たゞさへ二年越しの日夜に泣いて待ち受けし一黨、いよく時節到來の今夜いづれも定め
の時刻より早く立出でしが、南八丁堀の湊町より大高源五、同宿の貝賀彌左衛門、片岡
源五右衛門、矢頭右衛門七、芝の濱松町より赤埴源藏、矢田五郎右衛門、源助町より磯貝
十郎左衛門、茅野和助、村松三太夫、おのく途中に落ち逢ひ打連れて來りしが、夜は更
けて人影もなき積雪三尺、本所の大川傳ひに吹き來る筑波嵐、この白皚々を今にも赤き血
染にせむとする壯士ながら流石に肌は寒し、
折しも通りがかりの一軒、まだ寝ぬ門口の障子あかりに饅頭屋の三字、
「魂魄は凍らぬが肌合は寒いぞ」

誰やら言ひ出せし一言、いづれも妙と笑うて、どやくと其まゝ押し入りぬ、

「亭主、暖めてくれ、あまり雪の面白さに浮かれ歩いて屋敷の門限を取外した物共ぢや、

はゝゝ、勿論の事、酒、酒」

熱燗の茶碗酒、おのゝ咽喉を鳴らして飲みながら、ふと源五の耳に入りしは亭主の獨言、

「何のその、何のその」

風流の道には子葉の源五、仰いで口にせる茶碗酒の手を、おもはず腰うちかけし膝まで下

しぬ、

「亭主、俳句の嗜でもあるかな」

「はゝゝ、かやうな渡世いたしますれど、俗に申す下手の横好き、此ごろの冠付に何のそ

の、何のその、あとの出ぬ苦しませ、つい口癖に」

「おもしろい、何の其、時に取つての一興ぢや、何の其、巖をも洞す桑の弓、どうぢや」

亭主の横手よりも同志の感歎、

「名吟、名吟、何のその巖をも洞す桑の弓、これは猶更ら一段と今夜の名吟、すばと巖を

も洞す名吟名吟」

饅頭に腹を肥し、酒に寒を凌ぎ、當坐の即吟に興を催して、過分の鳥目を差置きながら、

「亭主、それで點が取れやうか」

「取れませいでか、三日以來の苦吟、鬼の首でも取つた氣が致しまする」

同志おもはず顔と顔を見合はして、にこりと笑を含みぬ、

吉田忠左衛門は寺阪吉右衛門を従へて、原惣右衛門その他の七人と向ふ兩國の龜田屋とい

へる料亭に落ち合ひ、これを最後の酒宴に時刻を待ち、諸處に散在せる同志いづれも一人の後ろゝものなく、丑の上刻より下刻までの間に打揃うて、かねての三個所へ集り、おのおの用意の戎衣に身を固めぬ、

若手の面々は緋紗綾の禪、老輩の面々は白紗綾の禪、黄無垢、白無垢、浅黄無垢、とりどり好める羽二重の襦袢に、おのゝ定紋染抜の黒小袖、裏絹は眞紅と桃色、その兩袖の端を後に旋して夜目にも知るべき白布を縫ひ付け、中着は縹子縹珍さては緞子包みの衷甲を重ね、色さまざまなれど一樣に浮紋の伊賀袴を穿ち、褌は鎖の十文字、腕に條織の小手を貫き、脛には脛當、陣草鞋に陣足袋、革包みの兜頭巾を薰き込めし名香に馨らせ、忍びの緒は緋縮緬、調革、眞田打、襟には浅野内匠頭家來何某と銘々その姓名を書き顯しぬ、

内藏助の用意細心、おのゝ同盟一黨の胸裡にこそ天地に對して疚しからざるも、口善惡なき世上の取沙汰、主を失うて身の寄る邊なく心の遣る瀬なさに討ち入りし素浪人といはれては、末代お家の瑕瑾なりじ君の御恥辱と、わづかに年金五兩十兩、七石二人扶持の末に至るまで、頃は元祿の華奢を見馴れし目にも、驚くばかりの出立身分不相應の爽かなる晴装束を纏はせぬ、

わけて第一に世上を驚かせしは、そもゝ赤穂開城の時、君家に藏せし刀劍を窃に收めて今日の用とせしかば、これまた末々に至るまで腰に帯びたる兩刀の美事さ、いづれも歴々の武家さへ容易に得られざる業物を携へ、加之も血糊に滑らぬ切柄、その柄のみは悉く平打の木綿糸にて思ふ存分に巻き變へたり、さす敵の首を獲れば次第に吹き傳へて集るべきため、互の襟には紐に下けし呼子の小笛、

もし討死せば死骸取方付の費用としておの／＼懐中には一封の金子、二包の氣つけ薬と金創の膏藥さては、當座の行糧として數個の生餅、息つぎの水は幸ひ降り積りし雪を手勝手次第、

本陣とせる林町の堀部安兵衛が宿には、かねて人しれず運び込みし大籠入の諸道具、

槍柄 十二筋 長刀 二振 野太刀 二振 弓半 四張

鉞 二挺 大槌 六挺 竹梯子 小二個 大鋸 二枚

源翁 二挺 木槓杆 二挺 鐵槓杆 二挺 鐵槌 二挺

大鎚 數十本 取鈎引付 十筋 龜燈 數個 銅羅 一個

敵に向うて斬り込む働きは、我も／＼腕を鳴らせど、門扉の破壊、屋根傳ひの乗り越え、戸障子の打抜き、逃げ口の打付、さらに如何なる用心堅固の密室あるかも知れずと、廂を

破り柱を傾け天井床板までも穿つべき道具一切こゝに揃うて残る方なし、

一黨の眼目たる頭領、太石内藏助良雄、その夜の行装は、末の世までも唄はるゝ家の定紋二つ巴の黒小袖に瑠璃紺緞子の衷甲、黒羅紗の大羽織に精巧の兜頭巾を戴き、四邊を拂うて眩ゆき黄金裝飾の大刀、その小刀は黒檀柄に「萬山不重君恩重、一髮不輕我命輕」と現はし、軍塵を腰に挿みて當年四十四歳の中老、赤く肉づける面色は、祇園島原うき様の轉た寐も今この驚天動地にも變らぬ色艶、勇みに勇む若手の面々を見渡しながら、微笑を浮べつゝ悠然として立出でぬ、

裏門に向へる一子主税の行装いふまでもなく、この父の子なり、同じ定紋の二つ巴を染め抜きし黒羽二重の廣袖に燃え立つばかりの紅裏、衷甲も小手も一入の華やかに身を固め、

鎖入の袋、襪に袋帯、黒革包の八幡座に白筋を取りし兜頭巾、緋縮緬の太き忍びの緒を引
 き締めつゝ、九尺柄の槍を提げて雪中に立てる風情は、本年十五歳の大若衆、武夫の花も花
 あはれ蒼の花、これを今生の散り際と、振り返りて父に目禮しながら裏門に向ひし後姿、
 見送る親心の内藏助、いかに嬉しく哀れなりしぞ、
 大石父子を始め其他の四十餘人、いづれも二年越しの憂き艱難に一人の病み煩ひし者もな
 く、たとひ敵に打たるゝとも武運の冥加に叶ひし身、今夜を生涯の晴れと爽快に出立ちて
 おのゝく好みの得物得物を携へながら、かねての足溜より勢を揃へ、兜頭巾に月を浴び武
 者草鞋に雪を踏んで、互の會釋もろとも東西の表と裏に向ひぬ、

討 入

おのゝく丑の上刻より集まり、その下刻に一黨一切の用意を整へて、はや寅の上刻、
 押し出すまでは深夜の四方に憚りて、互に聲を潜め音を忍べど、既に押し出せば天地これ
 我物、悪魔破旬も何をか恐るべき、

東に向へる表門は、大石内藏助、これに従ふ面々二十二二人、頭領を合はして二十三人、

- | | | | | | | | |
|----|------|----|------|----|-------|----|-------|
| 原 | 惣右衛門 | 間瀬 | 久太夫 | 堀部 | 彌兵衛 | 村松 | 喜兵衛 |
| 岡野 | 金右衛門 | 横川 | 勘平 | 貝賀 | 彌左衛門 | 片岡 | 源五右衛門 |
| 富森 | 助右衛門 | 武林 | 唯七 | 奥田 | 孫太夫 | 矢田 | 五郎右衛門 |
| 勝田 | 新左衛門 | 吉田 | 澤右衛門 | 岡島 | 八十右衛門 | 小野 | 寺幸右衛門 |
| 早水 | 藤左衛門 | 神崎 | 與五郎 | 矢頭 | 右衛門七 | 大高 | 源五 |
| 近松 | 勘六 | 間 | 十次郎 | | | | |

この二十三人中、片岡、武林、奥田、富森、矢田、勝田、吉田、小野寺、岡島、以上九人は脇目も觸らず眞一文字に屋内へ斬り入るべき定め、大高、近松、早水、神崎、矢頭、間、以上六人は廣場の働き屋外に待ち受けて、長屋より飛び出す敵と内より漏れ来る敵に當るべき定め、堀部、村松、岡野、横川、貝賀、以上五人は敵の遁け口を塞ぎながら出合ひ次第に戦ふべき定め、大石内藏助は固より動かす原惣右衛門と間瀬久太夫の二人を従へて表の門内に控へ、一切の掛引を指圖すべき豫ての定めなれど、いざとならば其場の臨機應變に敵を選ばず所を嫌はず入り亂れて縦横無盡に打ち合ふべき筈、たゞ味方を目に知るは袖印、耳に聞くは山と川との合言葉、

折しも天の賜もの、降りに降り積りし昨日よりの大雪、いつしか霽れて、仰けば極月十四

日の月、皎々と高く空を照らし、見渡せば滿地の積雪、皚々として一點の塵埃なく、加之も曉近き寒風に凍りて、これ幸ひに脛を没せず、踏むに音あれど、四方は寂寞たる今や無聲の乾坤、その眞白の中に物凄き一團の黑影、敵の大門を望んで肅々と押し寄せぬ、神ならぬ身、表と裏の兩門より二年越しの遺恨を含みし四十七人、今夜を必死の壯夫が我寢首を狙ひ來るとも知らず、この大雪を風流の友として忘年の茶の湯を催し、また來る春を契りながら更は閑け客は散じて、主従こゝに夢の眞最中、
この寂寞たる乾坤を破りし内藏助の一聲、かゝれの大喝もろとも二挺の竹梯子、はや門脇の長屋に掛けしと見るや否、武者振ひに待ち兼ねし一番乗の大高源五、ついで片岡源五右衛門、猿の如く傳ひし小野寺幸右衛門、武林唯七、吉田澤右衛門、富森助右衛門、矢田五郎右衛門、いづれも落ち來る雪を頭上に浴びて攀ち登れば、誰かは後るべき、我もく、

と先を争ふ中に、待たれよ老人と呼ぶ聲を耳にもかけず、ことし八旬に垂々たる堀部彌兵衛、老の力足を踏み目を怒らしながら、皸枯れたる物凄き聲に、えい〜と叫んで乗り越えぬ、

上より外の梯子を引揚げて内へ掛け下す間もあらばこそ、氣早の面々、ひらり〜と身を躍らして飛び込めば、原惣右衛門 屋根に立ちながら天地に照り添ふ月と雪とに邸内の棟敷を見渡して、あれよ、それよと頻りに指圖せし脚下、つるりと踏み込らし、どつと落ししが一念の早業、むくりと跳ね起きて、か〜れ〜、

物音に夢を破られし門番の足輕三人、寢惚眼に狼狽へ出るや否忽ち引ッ捕へて高手小手、内藏助は表の門内を背にして、心に神冥を拜し眼を四方に配りながら、身動きもせざる雪中の二王立、兩脇には旨を承けて指圖役の原惣右衛門と間瀬久太夫、

いづれ劣らぬ中にも、豫ての定め、屋内へ斬り入るべき片岡以下の九人は、固より虎穴に飛び込む勢ひ、生きて再び屋外へ出でざる覺悟、月に閃めく白刃を抜き連れ槍の穂を争うて、降續りし雪を白波の如く蹴立てながら驀地に立關へ馳せ向ひ、おの〜今を一期の大音聲に呼ばはりぬ、

『淺野内匠頭の舊臣ども上野殿の御首級を申し受けに參ツた、推參推參』

聲も終らず立關の戸を蹴破り打破り、わツと喚いて眞ッ先に躍り込みしは小野寺十内の養子幸右衛門、流石に敵も武士なり心得たりと立出でし奴を出合頭の矢聲もろとも、横薙ぎに高股を斬つて落して其まゝ奥へ行かむとすれば、廣間の床脇に立並べたる幾張の弓、ばら〜と一拂ひに弓弦を斷ッて進みし當意即妙、後々までも感稱の種となりぬ、
寢耳に水の油斷大敵ながら、世に聞えし米澤三十萬石の上杉家より選ばれて宿直せし剛の

もの十餘人、館の内は自在に馴れたり足場は自由、こゝ彼處より跳ね起きて不意に現はれ、赤穂の瘦浪人、外に墓場はないかと打ち出す鋒銃、や、小癩なりと斬り結ぶ太刀の響き、飛び違ひ馳せ違ふ家鳴り震動、戸障子を踏み摧く物音、悲鳴をあけて女童の泣き叫ぶ聲、屋外に漏れて手に取る如し、これを手に取る如く聞きし屋外の味方、總身の骨は鳴り肉は動きおもはず、我を忘れて斬り込むものあり、早水と神崎の二人は得たる半弓、寒夜の弦音高く矢嗣早に射出して、長屋より飛び出さむとする敵の膽を奪ひ、その他は廣場に漏れ來る奴を待ち受けて、ござんなれと内外一時の血戰縱横、堀部彌兵衛と村松喜兵衛は、横川、岡野、貝賀の三人と共に絶えず四方を打廻りて、室内の味方に力聲を合はせながら、この手に向ひし敵を七人まで討ち止めぬ、勘平は前後一度

に二人を引き受けて疵を負ひ、若年なれど金右衛門は十文字の名人、搦め突に突き立て、戦ひ、彌兵衛老人は當の相手に一槍を喫はして相變らずの高笑ひ、腕には年を取らぬぞ、

吉良家の用人といへど、實は上杉家より粒撰に選ばれて、萬一に備へられし附人の内、わけて心も腕も並びなき剛の者といはれしは、小林平八郎、

この平八郎、平生より上野助に愛せられ、その夜も忘年の茶の湯に召されて、歴々の末坐にありしが、客は散じ席は果て、深更、我長屋に引取りて枕に就き、とろくと一睡の寝耳へ、夢うつゝにあらず、怪しき物音、

おもはず鎌首を上げて耳を欬つれば、どツと俄かに門内へ人數の押し込みし體、はや既に玄關の方へ馳せ行く雪中の足音、淺野家の舊臣共と叫ぶ聲々、きくや否、大膽不敵の男が

ばと跳起きもせず、そろりと夜著の中より這ひ出しぬ、
 結句の働き自由なりと幸ひの身輕、襦衣の上より帯を引き占め、覺えの大小目釘を濕して
 腰に横たへ、驚く妻を振り返りながら、しつと制しつゝ立出でむとすれば、表の戸に雨霰
 と飛び來る矢音、中には二筋三筋、すばと破つて射込まれしのみか、身を潜めて窺へば、
 既に入り亂れし敵味方の太刀音、
 もはや堪らず、其まゝ内より戸を押外して盾に取りつゝ躍り出づれば、白晝の如き月と雪
 に目早く見止めし敵二人、宙を飛んで駆け來る勢ひ、これを捨て、館の内へ走せ入らむと
 するを、また前より二人の敵、前後左右の四人に取圍まれしが、聞えたる兩刀の達人、身
 は飛鳥の如く働きながら、まだ息も切れずに小林平八郎なるぞと名乗りし不敵さ、此方も
 劣らず大高源五と名乗り返して斬り込む大太刀、岡野金右衛門と叫んで繰り出す十文字、

横川、貝賀、いづれも等しく呼ばはりて四方より隙間なく打込めば、さしもの平八郎、衷
 甲の四人を相手に素肌の鮮血淋漓、後より足を拂はれ前より肩口と眞ツ向、前後一時に三
 太刀を浴びて斃れしが、敵ながら、天晴の奴、もし屋内にありて上野殿を守れば猶更ら手
 に餘るべき剛敵ぞといはれぬ、

西の裏門は大石主税良金、その後見は吉田忠左衛門と小野寺十内の二人、これに従ふ面々
 は二十一人、この三人を加へて以上二十四人、

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 磯貝十郎左衛門 | 堀部安兵衛 | 赤埴源藏 |
| 菅谷半之丞 | 大石瀨左衛門 | 千葉三郎兵衛 |
| 不破數右衛門 | 村松三太夫 | 倉橋傳助 |

潮田 又之丞 中村 勘助 奥田 貞右衛門
 木村 岡右衛門 間瀬 孫九郎 間 喜兵衛
 間 新六 前原 伊助 杉野 十平次
 茅野 和助 三村次郎左衛門 寺阪 吉右衛門

この二十四人中、磯貝、堀部、赤埴、大石瀬左衛門、倉橋、菅谷、村松、杉野、三村、寺阪、以上十人は直に屋内へ斬り込むべき定め、潮田、中村、奥田、間瀬、千葉、間新六、茅野、木村、不破、前原、以上九人は屋外に戦ふべき定め、大石主税に老功の吉田と小野寺を差添へ、これに間喜兵衛を加へて搦め手の指圖と定めしが、緩急相扶け臨機相應するは固より其場の掛引、東西に別れて表門に時を合はせ氣を合はせ、こゝに押し寄せし面々、豫てより裏門の難か

らざるは見抜いたり、それといふや否、一黨中に大力の杉野十平次と三村次郎左衛門、満身の勢ひ猛く大槌を振うて續けざまに三四度、吼ゆるが如き聲もろとも打叩けば、扉は破れ門は折れて、どつと屋根より落ち来る雪崩れを浴びながら、まッ黒に込み入りぬ、裏門の立關は隠居所と稱して、聞き及ぶ世間の取沙汰は表門よりも上野介の居室に近き筈、三村と杉野の兩人、まだ飽き足らぬ勇力の大槌に立關の戸を粉碎すれば、わツと喚いて一番に飛び込みしは堀部安兵衛、ついで磯貝十郎左衛門、赤埴源藏、その他いづれも屋内へ斬り入るべき面々、白刃を聯ねて秋の篠薄に似たり、わけて中にも堀部安兵衛は、向ふに敵なき黨中第一の剛勇、その一刀は高田の馬場以來、久しく血に渴せる大兼光を、近來また新たに磨ぎ直して二本目釘に木綿眞田の巻切柄、加之も身は衷甲に固めて今夜を一日千秋と待ち受けし勢ひ、不意の素肌に出合ふ奴原いかで

か堪るべきや、えいと叫ぶ毎に當るを幸ひ、電光石火の間一髪、ばたりくと前後に斬り倒し左右に薙ぎ倒す早業、向うて二太刀うち合ふものなく、遁けて三足と出るものなく、流石の同志も今更に驚いて舌を巻きぬ、

磯貝十郎左衛門、若年ながら時に取ツての働き、早くも勝手元へ飛び込んで敵の下人を引ツ捕へ、二束の蝸燭に火を點じて襖を打外し障子を蹴倒し間毎々々に立て聯ねしかば敵の出没ありくと味方これに力を得て、ますます奮撃突戦、

堀部安兵衛に續いて元來の大勇猛は不破數右衛門正種、まして他の諸士とは違ひ亡君の生前に勘當され内藏助に手を引かれ墓前に罪を謝して一黨に加はりしもの、なみくの働きのにては我一分の立たざる事と心得、あはれ同じうは人の持餘せし大敵を引受けむと、はや既に三四人を斬斃せし血刀を宙に振うて進みし前面より、吉良家の清水一學を知らざる

かと死物狂ひに飛來る大男、面白しと迎へて互ひに刃鳴を立てつゝ、惡戦せし勢ひの物凄さは、その敵を打斃せし後に我一刀の刃は悉く鋸の如くなれり、

東西兩門より聲を合はし力を合はし勢ひを合はして、今や室内に戦ひの閑なる時、大石主税、左右に向ひ會釋しながらの挨拶、

「二老の御後見、もはや有難く受けました、この上は初心者ながら主税これに罷り在る、屋外の隅々、その他の人しれぬ物影に、いかやうの敵あらうも知れぬ折柄、御苦勞ながら一わたり御見廻り下されたい」

や、申されたぞ、さうなうて叶はぬ筈、天晴れ太夫の子息ぢやと、吉田と小野寺の二人、おのく左右に分れて立去りしが、果して人しれぬ物影より隙を窺ひ味方の不意を覘はむとする敵五人の内、老いたれど早業の吉田忠左衛門に目早く認められ、その槍に縫はれし

もの二人、また小野寺十内の槍に突き伏せられて前後に斃れしもの三人、
 十内、その槍の穂を雪中に突き込み、血糊を拭ひながら見上ぐれば、隣家は土屋主税の屋
 敷、塀越しに固めし高張提燈を雪に照らして、ものくしき警固の體、隣家の情誼に吉良
 家へ助太刀するかと思れば見らるゝ體に、折しも來合はせし原惣右衛門と片岡源五右衛門
 もろとも、その塀際に近く寄り添ひ、おのく三人の名を名乗りながらの大音聲、

「我々は播州赤穂淺野家の舊臣ども、亡主への供物を頂戴いたさうとて今夜これへの推參
 他家様へ對し毛頭の慮外は仕らぬ、あはれ武門の御情、何卒々々このまゝ御見遁しを
 願ひたい」

言葉は低く一應の禮儀を盡せど、もし塀を乗り越えて敵に味方をすれば、まだ冷めぬ血刀
 と血槍の熱を浴せて片ツ端より打取らむとの勢ひ、暫し其まゝ見上げしが、高張も動かす

人数の聲もせず、靜まり返りて我屋敷を打守る體、

この時は既に東西表裏と屋内屋外もはや出るほどの敵を斬り靡けて、相手なき刀槍を提
 けながら、こゝぞと思ふ奥深き一室へ踏み込みしが、有明の殘燈、うす闇き下に架けたる
 刀の金色のみ光を放ちて、枕も轉びしまゝの重ね夜具は蛻の殻、手を差込めば、夢を破り
 し證跡、まだ微温あり、

それといふ言下に忽ち四方へ駈け散りて、あらゆる室内の隅々まで捜し廻りしが、天を翔
 けりしか地を潜りしか、さらに影なき折しも、廊下つゞきの中庭に横の木の一鬱蒼、誰か
 は知らず同志の聲、

「大穴、大穴」

さては聞き及ぶ間道か潜匿室かと、七八人こゝに駈け集まりて、この穴を差覗けば四方の

雪に猶更ら底も知れざる黒闇々、たまノ、來か、りし大石主税、かくと見るや否、物をも言はず小刀を引き抜き身を躍らして飛び込みしが、やがて這ひ上りながらの舌鼓、後日、久松家に預けられし中の一人に木村岡右衛門この時の事を語りて、我々一黨は固より必死の覚悟、誰か生命を惜しむべき、さす敵に向へば寸歩も退かざりしに、あの穴を不意に見付けし時、何として躊躇ひしやら、今更ら思へば我ながら面目もない事、勇怯剛臆は備置いて、同じ勇にも剛にも差別のあるもの、さてく主税殿の大膽さ不敵さと、顔を赤くして語り出せり、目に見ゆるところは、いふまでもなく、湯殿、雪隠、天井、床下、戸袋、戸棚、いづれも血眼になりて、探せども探せども、影なく音なく、いつしか東雲の横雲より白みかゝりて夜は將に近く明けなむとす、

南無三寶、取遁したり、この上は豫ての覚悟、親に別れ妻子を捨て、日夜の艱難辛苦、まで踏み込みながら、武運に盡き果てたる四十七人、もはや天なり命なり、この屋敷へ火を掛けて猛火黒烟の中に腹かツ切らうとの談合、此處にも、彼處にも、内藏助の内意をうけたる吉田忠左衛門と小野寺十内、おのゝ聲を勵まして四方へ走せ廻りぬ、

「言甲斐もない面々、たしかに敵は邸内、まだ夜は明けぬぞ、よし明けたればとて何事ぞ金銀の夜盗にあらず、筋道の立たざる狼藉にもあらぬ我々、公儀お役目の見えらるゝまでは、掌中にある筈、早まり無用、無用々々」
老功の叱咤督勵、はツと一時に氣を取り直して、またもや四方八方へ手を分け足を飛ばせしが、臺所口と打續く長屋尻の間に一棟の物置小屋、外より鍵を懸けて人のあるべき筈な

しと、今まで通りすがらに見遁せしも、尋ねあぐみし耳を敬て、忍び寄れば、何とやら幽に物の動く音、猫にせよ、鼠にせよ、

五六人その前に断け集まり戸を跳破れば奥より抛け出す炭俵、さてはと打拂ふ間もあらせず飛び来る一人を、矢聲もろとも袈裟がけに三村次郎左衛門、ついでに飛び出る奴を四方より斬り斃せば、残る最後に絶體絶命の一人、小刀を抜いて現れし眞正面より間十次郎の槍玉、ぐさと刺すや否、武林唯七また肩先の一刀、

みれば一個の老體、白無垢の小袖を血に染めて、まだ死に切れぬ氣息奄々、

「や、白無垢の小袖」

「たいものでないぞ」

「聞き及ぶ年輩」

「其人であるまいか」

用意の小笛は曉の空に冴え渡りて、次第々々に吹き続けば、いづれも我を忘れて断け来る一黨、ここに集りぬ、

前後左右より立寄りて首筋を捉へ、その額を打守れども老の皺のみ、それかと思ふ創痕なし、さらに引き摺り出して小袖を脱がせば、あら嬉しや、まがふ方なき先君が無念の御太刀筋、消えもやらず二年越し、ありくと残りぬ、

大願成就、今更ら胸に迫りて言葉も出せず、せきくる涙に兩眼を曇らせ、中には嬉しさの餘り大地に打ち伏し、聲をあげて雪中に號哭するものあり、

表の門脇に縛め置きし番人の足輕を連れ來りて、いよく其人と定まるや否、内藏助、身を起して進み寄り、一刀すらりと引き抜きぬ、

「浅野内匠頭の舊臣四十七人、吉良上野介殿、御首級を申し受ける」
凜たる一言、まだ息絶えぬ上野介が咽喉元、すばと止めの一刀さし貫き其まゝ振返りて、

「間、十次郎、首級を揚げい」

それとも知らぬ槍先の功名、身に餘る面目、武士の冥加に叶ひし間十次郎、御免なりませ
と一黨に會釋しながら、うち落せし首を改めて内藏助の實驗に備ふれば、取圍みし四十餘
人の同志、おもはず一聲に勝鬨を擧げぬ、

白無垢の片袖を引き切ツて、首級を包み、肌に付けたる守袋を添へて、本望こゝに達せ
り、

必死を極めし四十七人、これほどの夜討に一人の斃れしものなく、討入の時に原と神崎の
二人、雪の屋根より迂り落ちて聊か體を打損じ、近松勘六と横川勘平の二人、數個所の淺

疵を負ひしのみ、

小野寺、片岡、原の三人、おのゝまた姓名を名乗りて塀越しの土屋家に挨拶、

「只今これに本望相達し、上野介殿御首級を申し受けて引き取るころ、先刻より不慮の

騒動を御耳に入れ、何とも恐れ入る次第、一同の者に代りて御挨拶を申し上げまする」

一黨さらに兩分して、その一半は邸内を押し廻し、長屋々々の戸を槍の樽に打叩きながら
もはや引揚ぐるぞ、出合ふものは出合へとの聲々、されど現在の主を打たれて息を殺し首

を縮むる奴、早腰うちぬけて空屋の如し、その一半は室内に入りて間毎々々に燃え残る蠟
燭を吹き消し、爐にも火鉢にも悉く水を注ぎ入れ、もしや後に見苦しき味方の取落せし品

やあるかと、いちく見廻りぬ、

あけゆく空に響き渡る銅羅の音、一黨いづれも溢るゝばかりの笑顔に駆け集り、悉く人數

を改め姓名を呼び出せし後、かねての退口、整々として裏門より立出づれば、満目の雪に照り添ふ東天の旭日、紅の如し、

引揚

勝つて兜の緒を弛めず、もし追ひ來る敵あらばと、兩國橋の此方、無縁寺の回向院を退口の足溜りと定めぬ、

暫時の休息中、幸ひ近處の酒屋を叩き起せば、亭主まだ夢さめぬ目に拔身の槍薙刀、いづれも敵の血を浴びし面々、あつと驚いて齒の根も合はず、我を忘れて兩手を合はしぬ、

「お助け、お助け」

「は、酒ぢや、酒を飲ましてくれ」

「居酒、居酒は市中の嚴しい御法度」

「我々は今、天下の御法度を破つて來たもの、市中の法度が何の、それ酒代を取らずぞ」
懷中より抛け出せし一封、その上に元祿十五年十二月十四日淺野内匠頭家來大高源五忠雄討死、死骸取捨て候方へ酒代と書付けたり、その酒代を人にも取られず、敵の首を取つて幸ひ今朝は我身に飲む勢ひ、驚く亭主を掻き退けながら、薦樽を軒下へ持ち出して鏡板を打抜き、四方より取圍んで交るぐの檜杓に、や、甘露、甘露、源五の子葉、杓を手に持ちながら、

山をぬく力も折れて松の雪

同じ道の春帆、富森助右衛門、

飛こんで手にもたまらぬ霞かな

ぐるりと酒樽を圍みし面々、名吟、名酒、いづれに感歎の舌鼓を打たうかと笑ひながら、折しも卯の上刻、はや來れの合圖は回向院、それと再び無縁寺の門前に勢を揃へしが、師走の早天、市中まだ戸を開けず、寺の大門また閉せり、

「我々は播州赤穂淺野家の浪人ども、吉良殿に討入り唯今これまで引揚げまるツた、後々の御迷惑は相かけぬ、暫時の間、御寺内を借用いたしたい」

頻りに門を打叩けば、寺僧いづれも顛ひ戦きて、一人の挨拶に出るものなく、ますく門は固く閉せり、

末世、末世、こゝも末世の僧坊ぢや、さらば泉岳寺までと、途上の隊列、前衛は若手の面をおのく、槍を提げ、その次は上野の首を白無垢に包みて黨中の勇士これを護り、その次は大石内藏助、後備は疵を負ひしものと老人を中間に圍うて打立ちぬ、

折しも今日は月の十五日、いはゆる朔望の儀禮とて大小名の登城日、出逢うては互の面倒なりと、回向院より本所の一ツ目河岸、深川に入り、御船藏の裏通りを大川端に添ひ、永代橋を打渡り、靈岸島より稻荷橋、鐵砲洲の淺野家屋敷も今は主人の變れる門前に涙を揮ひ、汐留橋より芝に押し出し、日比谷三丁目の裏町、仙臺屋敷の門前へ差かゝりぬ、

いかに避くればとて避け難き十五日、小藩の登城、旗下の出仕、三四家の騎馬と乗物に出逢ひしかど、いづれも皆この勢ひに氣を吞まれし體、相手より道を外れ辻を曲りて行き過ぎしが、東奥隨一の雄藩、伊達政宗以來の名門、太平無事の白晝この一黨を不知顔に通すべき筈なし、すはやと一隊の足輕を率ゐし武士、駈け出で、前途を塞ぎぬ、

「けふくしい體、いづれの衆ぞ、いかな出來事で御坐る、伊達家の門前、一應は承る」

内藏助、衆を押し靜めて進み出で、慇懃に腰を屈めぬ、

「赤穂淺野家の舊臣ども昨夜吉良殿に討入り、これより亡主の墓所へ引揚げまする、外に道路もない次第、恐れながら御門前の通行を許されたい、勿論これまで参る途中より大目付仙石様へ既に同志の者を以て委曲、具さに自訴いたしましたるもの」

聞くや否、さてはと思ひ當りし體、俄に禮を返して、

「いづれの衆で何事かと存ぜしに、それはく、たゞ御公儀の手前お停め申したばかりの事、もしや御一黨中に難澁の方もあらば、お手當いたさう、暫時の御休息」

「思召、ありがたく存じまする、もはや行程もない事、また幸ひと一人の難澁者も御坐らねば、たゞ無事お通し下されたい」

「重疊々々、さてく御満足、我等よい手本を拜見いたした、まのあたり見聞のまゝ主人へ傳へまする」

「いやく、却つて恥ぢ入りまする、たゞ若き者どもの意に任せ、すべき事を致せしのみ
の事、さらばこれにて御免なりませ」

雙方よりの會釋に見送り見送られて、はや市中の人垣を結びし中に歩武堂々、辰の上刻を過ぐるころ、芝の泉岳寺へ著きぬ、

自 訴

回向院より泉岳寺への途中、内藏助その身の名代として吉田忠左衛門、これに富森助右衛門を差添へて、時の大目付、愛宕下の仙石伯耆守が屋敷へ自訴せしめぬ、

一黨に引分れし兩人、おのく杖つきし槍を門前に立て掛け、行装は其まゝながら兜頭巾を脱いで鬢の亂れ毛を搔きあげ、門番に會釋もろとも咎めらるゝ聲を後にして、すツと通

りぬけ、はや内立關へ案内を乞ひぬ、

「これは淺野内匠頭の舊臣、吉田忠左衛門、富森助右衛門、同志四十餘人と昨夜吉良殿御屋敷へ推参いたし、憚りながら御首級を申し受けましたるもの、一同は品川泉岳寺へ引揚げ私ども兩人、御公裁を仰ぎ奉らうため参上いたしましたる次第、願はくは御庭前にも御前ぢきくの拜謁を仰せ付けられたく、此段お取次、お取次」

事に馴れたる大目付の家來も、久しく太平の今日、この體に目を圓くして奥へ入りしが、やがて再び立出でぬ、

「唯今お呼出になりまするぞ」

「ありがたき仕合せ」

兩人いづれも兩刀を差出して無腰となり、案内せられて廣間に打通り、待つ間も程なく伯

耆守、出で來りて、じつと兩人を打守りぬ、忠左衛門、謹んで拜伏しながら、

「大石内藏助、罷り出まする筈のところ、人數を引連れまするがため、私兩人」

懐中より取出せしは、文函に入れ竹に挿みて吉良家の立關へ残し置きしと同じ口上書、取次に受けて伯耆守、一讀の後、

「これに添ふべき言葉は、ないか」

「は、もはや私ども本懐を相達せし上の事、一同、うち揃うて切腹いたしまする筈ながら浪人の分際も顧みず、御膝下にて高家歴々の御方を討取りましたる段、御公儀に對し奉り、我々風情所存の自儘は恐れ入りまするため」

「神妙ぢや、一黨の人數姓名、これに相違ないか」

「相違御坐りませぬ、私ども兩人これへの外は、一人も離散いたさず、亡主の墓所、泉岳

寺に謹み居りまする』

「重き怪我人はないか」

「忝き御意、神明の加護でがな御坐りませうや、いづれも無事に、まかり居りまする」

「討入と引揚の時刻は」

「昨十四日の夜、丑の上刻より勢を揃へ、寅の上刻より吉良殿へ推参いたし、今朝その下

刻に引揚げまして御坐りまする』

「この人数以外、この儀に與りしもの、他にないか」

「一家一門、親類縁者は勿論、たとひ親たりとも、妻子たりとも、毛頭、以て、その儀は」

「さもあらう、上野殿首級は、いかゞ致した、察しては居るが念のため、役目ぢや、聞き

置くぞ」

忠左衛門、助右衛門、もろともに拜伏せし額越しの兩眼、一時に曇りて、今更の涙を浮べぬ、

「恐れながら、その御首級たゞ一個を申し受けたき存念にて、二年越しの日夜、泣き暮し

ましたる者どもに御坐りまする、泉岳寺へ持参いたし、亡主の墓所へ供へましたる筈」

「上野殿、子息は何と致した」

「御子息の儀、さまでとは存ぜず、若き者の内、逃げらるゝところを一太刀、但し淺疵と

心得まする、その他は何卒、現場を御檢分の上」

「いちく返答、滞りなく明白に聞ゆる、早速登城の上、御沙汰あるまで其まゝ身が屋敷

で、ゆるく休息いたせ」

ホツと立ちながら、伺候の家來を振り返りて、兩人を指さしぬ、

「たゞの罪人とは違ふぞよ、萬事に心付けて取らせよ、さぞ空腹、まづ湯漬を出せい」
役目の手前、感歎の聲は出さねど、情ある言葉の端々、家來また主の意を承けて立代り入り代りつゝ、款待を盡しぬ、

泉岳寺

辰の上刻、整々たる歩武を揃へて泉岳寺へ入り、事の仔細を方丈に告げし後、本堂の前に憩ひ、絶えず途中より慕ひ來りし見物の群集雑踏を制して、一時まづ山門を閉ぢぬ、
心ある役僧いづれも互に先を争ひ手を分けて、一黨參拜のため、直に内匠頭の墓を拂ひ香爐を供へ、また厨の大釜に諸士の血痕を洗ふべき湯を沸かし、寒氣と空腹を凌ぐべき粥を炊き出しぬ、

一黨の面々、おのゝ手を洗ひ口を嗽ぎ、冷光院殿前少府朝散太夫吹毛立利大居士、亡君の墓前に居並び、大地に伏して列を正せば、内藏助、清水に拭ひし上野介が首を供へて、一縷の香を炷き、まのあたりに在すが如く謹んで四十七人の姓名を呼び上げ、恭しく額を地に着けて暫時の無言に洩れ來る歎歎の聲、背後に伏せし諸士また堪え兼ねし暗涙に咽び、君臣こゝに幽明を隔つれど、冥々の感應、ために墓石も動くかと疑はれぬ、
諸士いづれも交るゝ焼香を終りて、肅々と墓前を退けば、待ち受けし役僧これを中堂の大廣間に迎へ入れ、寺中にあるだけの火鉢を持ち出し、いちゝ面々の前に白湯を汲み出し、寺男に運ばせし白粥を振舞ひぬ、
この間に泉岳寺第九世の酬山長老、實は天下お膝下に徒黨を組んで高家衆の首を持ち込まれし驚きの餘り、後難を恐れて裏門より籠を飛ばし、時の寺社奉行阿部飛驒守へ委細を訴

へ出づれば、案外の言葉、いづれも神妙に打揃うて離散いたさず、また舊主の墓所へ二年越しの土産首、一黨の束を致すものに心得の武士ありと見ゆるぞ、御沙汰の下るまで籠略なきやう筋り遣はせとの事に、長老は今更ら恥ぢ入りて其まゝ走せ歸り、始めて一黨の席に出でつゝ俄に厚く待遇しぬ、

内藏助、一坐中より會釋しながら、

「これはく長老、不慮の御迷惑を相かけまする、見らるゝ通り昨夜、聊か働いてまゐり

し者ども、無作法の段は許されたい」

長老の去りし後、内藏助、墨斗を取出し懷紙を展べて即坐の筆を執りぬ、

あら樂し思ひは霽るゝ身は捨つる

うき世の月にかゝる雲なし

傍にありし岡野金右衛門、また即坐の一句、

その匂ひ雪の淺茅の野梅かな

甲斐々々しき役僧中の二三人、ついで一黨の席へ入り來り、なほも忠實やかに萬事を取持ちながら、内藏助を始め吉田小野寺原の重立ちし人々に向ひ、

「さてく古今に凡例もない御忠節、塵外の身にも何とやら勇まれて、その場の御働き、

まのあたり目に見る心地いたしまする、方々の御討入に不意を襲はれた吉良家の衆、嘸

や驚き慌てゝ度を失はれました事でがな」

内藏助、靜に振り返りて微笑を浮べ、

「いやく、不意の夜討ながら家中の人々、いづれも美事に立會はれましたぞ、また上野殿の御最後、これも流石に高家の歴々、いかにも殊勝に見えました」

されど若き面々に問へば、いづれも有のまゝの無遠慮に打明けて、敵の狼狽へ騒ぎし見苦しき、腰のぬげやうまで委しく語りながら、我を忘れし興に入りて笑ひぬ、その日の午を過ぎし頃、門外より傳へ傳へて世間の噂は、いよく上杉家の人數こゝに押し寄せ來るとの取沙汰、

さくや否、血氣の面々、おもはず小膝を立てぬ、

「本望成就の今日、もはや相手は誰にもせよ、買手次第に捨賣の生命、捨賣々々」

「昨夜の討入ばかりでは、ちと物足らぬ、かねてより聞き飽いた謙信公以來の御家風、いかなものか、論よりの證據を見たいぞ」

「や、まだこの腕め、鳴り止まぬ」

生年十五歳の主税、肱を火鉢の縁に持たせながら、おもむろに見返りて、

「それこそ噂、とりとめもない市中の噂で御坐らうぞ、まこと上杉殿、もし寄せらるゝならば音に聞えし武道の家、人もあるべきに、おめく今まで時を移さう筈はない」

笑ひながら父の方を見れば、内藏助また同じ心に首肯きながら、油断大敵の用意、

「引揚の途中ならば、知らず、今更とは存すれど、もし萬一の場合、この上また當寺に御迷惑かけては相ならぬ、いざとならば一時に走せ出で、幸ひの廣場、濱邊の事、山門を開かれい、その噂ある上は猶更ぢや、山門を開かれい」

今まで閉ぢし山門を、わざと八文字に押し開いて、若手の面々いづれも勇み立ち、おのこの刀の寝刃を磨ぎ出せば、主税も衆に連れて庭に飛び降り、一刀の焼刃を合はせながら、物めづらしけに立寄りし二人の小僧を見返りて、

「御坊達は堺町の操人形で芝居狂言の斬合を見物された事あらうも、活きた人間が血の

出る斬合まだ見られまい、それはく面白事ぞ、もし今にも敵が来れば一働き、お目に入れよう、のう」

戯れながら大口を開いて高く笑ひぬ、

果して上杉勢は市中の取沙汰、群集雑踏の風聞なりけり、

堀部安兵衛と共に一黨中の猛者と立てられ、一時は血氣の面々に對ひ、あの太夫も京の傾城責には、かほどまで手緩うあるまいと嘲りしが、いざといふ間際に姿を隠せし高田郡兵衛、いづこの里へなりとも其まゝ首を縮めて出奔するかと思ひの外、恥を知らぬものに恥なく、わざく一樽の酒を携へて泉岳寺へ来りぬ、

「我等は一黨の人々に淺からぬ縁故の高田郡兵衛と申すもの、平生より三田の八幡宮へ日夜の丹精を凝らせし甲斐ありて、いづれも本望成就、今朝これへ引揚げられしとの事、お取次を頼む、諸士に面會の上、何は措置きめでたう、一酒お祝ひ申したい」
事を知らぬ寺僧これを取次ぐや否、若手の面々、眼を怒らして一時に立上り、中にも堀部安兵衛、

「犬畜生、ようぞ來せた、他手は惜り申さぬ、わけて深かりし馴染甲斐に安兵衛、一捻り致さう、方々それにて見物されい」

内藏助、これを制して安兵衛の袖を捉へ、

「無益の殺生、犬畜生を捻りて何とせらるゝぞ、捨場にも困る汚れ物、たゞ其酒を返され

よ」

承ると氣早の七八人、その酒樽を差上げて本堂の廣縁に躍り出で、郡兵衛の立てる方に

向ひながら、力を極めて微塵に抛け付け、どツと聲を揃へて笑ひぬ、

臨 検

吉田富森兩人の自訴によりて、大目付仙石伯耆守は直に登城し、泉岳寺よりの訴へに寺社奉行阿部飛驒守また續いて登城し、町奉行松前伊豆守よりも見聞の委細を上申せしかば、太平の世に容易ならざる珍事出来、まづ千代田の城中を驚かしぬ、

さし當り第一に公儀よりの臨検として、御目付の阿部式部と杉田五左衛門、それぐの役人を引き連れて吉良家に向ひぬ、

おのれが主を討たれて、おめくと無事に這ひ出でし家老の齋藤宮内と左右田孫兵衛の兩人、今更の顔色を失ひながら、その現場へ案内すれば、固より首なき上野の死骸、蹂躪り

し残雪の中に横はりて、間十次郎に突かれし左の股に槍疵一個所、武林唯七に斫られし右の肩に一個所、その傍に二尺餘の血に染みし一刀ありて、加之も鐔元に切り込まれし痕を残せしは、流石に恥を知りて死後の面目を保ちし家來どもの細工、ありくと目に見ゆれど、これも武士の情と其ま、深き詮議もなく見遁されぬ、

一子左兵衛義周、いづこの蜘蛛の巢に身を忍ばせて助かりしか、生き残りて恐るゝ差出だせし口上書

昨十四日夜八ツ半過ぎ、上野介並に拙者罷り在り候處へ淺野内匠頭家來と名乗り大勢火事装束の體に相見え押し込み候、表長屋の方は二個所に梯子を掛け、裏門は打破り、大勢亂入致し、其上弓箭槍長刀など持參所々より切り込み申し候、家來共防ぎ

候へ共、彼者共兵具に身を固め参り候哉、此方家來死人手負多く有之、亂入候者へは手を負はせ候ばかりにて討ち留め申さず候、拙者方へ切り込み申し候に付、當番の家來傍に臥し居り候者共之を防ぎ、拙者も長刀にて防ぎ申し候處、二箇所手を負ひ眼に血入り氣遠く罷り成り、暫く有りて正氣付き、上野介儀心許なく存じ、居間に罷り越し、見申し候へば最早討たれ申し候、其後狼藉の者共引取り、居申さず候、

十二月十五日

吉良左兵衛

いかにも取繕ひし口上書ながら、其まゝにして室内へ立入り見れば、座敷、中庭、玄關、書院、居間、臺所、湯殿、物置小屋、長屋の出口より門内に至るまでの間、血痕斑々とし

て斬り殺されしもの、

小林平八郎用人
須藤與一右衛門用人
清水一學中小
新見孫七郎中小
左右田源八郎中小
笠原長太郎役人
鈴木竹松坊主
森半右衛門輕足

鳥居理右衛門用人
大須賀次郎右衛門中小
齋藤清右衛門中小
小塚源次郎中小
鈴木元右衛門筆
柳原平右衛門役人
牧野春齋坊主

以上十六人の死骸、上野介がためには天晴の忠死、いづれも中小姓として、實は竊に上杉

家よりの附人多し、

宮石 所右衛門人
清水 團右衛門中小姓
山吉 新八郎中小姓
天野 貞之進中小姓
松山 與五右衛門中小姓

齋藤 十郎兵衛取次
宮石 新兵衛中小姓
船松 九兵衛中小姓
伊藤 喜左衛門中小姓
石川 彦右衛門中小姓

以上十人は重傷、中には檢分の前にて息を引き取りしもの、たとひ脊疵にせよ遁疵にせよ一度は向うて敵と戦ひしもの、

齋藤 宮内老家
岩瀬 舍人老家

左右田 孫兵衛老家
松平 多仲老家

加藤 太左衛門役人
堀江 勘左衛門中小姓
岩田 彌兵衛足輕

杉山 三左衛門中小姓
大河内 太郎左衛門足輕
八太夫間仲
吉右衛門丁馬

この十二人は寢惚眼に狼狽へて、四十七人の敵を四百七十人ほどに驚きながら、かすり疵を負ひしもの、

村山 甚五左衛門
榊原 五郎右衛門

石原 儀右衛門
古澤 善左衛門

この四人、すは敵の討入と知るや否、いづこの泥溝を傳ひしか屋の棟を這ひしか、平生の手練に素早く三十六計の奥の手を出して、まッ先に遁け失せしまゝ、行方の知れぬもの、

吉良家の上下を合はして百六人の内、十六人の死骸と十人の重傷と十二人の淺疵と四人の出奔とを除けば、残りし六十四人いづれも長屋長屋の片隅に腰を抜かして動けざりしもの夜あけての顔色まだ青ざめて生きたる心地なく見えぬ、

北東の角屋敷、本多孫太郎より差出せし届書、

昨夜七ツ時前、物騒がしく候に付罷り出で候處、吉良左兵衛殿屋敷夥しき騒ぎ、
火事出来の體に候得共、様子一切知れ申さず、其内鳴りも靜まり申し候、

午十二月十五日

松平兵部大輔内本多孫太郎家來

眞柄勘太夫

堀一重に隣りて高張提灯を立て義士に挨拶の聲かけられし旗本の土屋主税よりは、

昨夜七ツ時前吉良屋敷騒がしく候故、火事にて候哉と存じ、罷り立ち候へば、喧嘩の體に相聞え候に付、家來共召連れ、境目迄罷り出で、固め候うて右之候處、堀越しに聲を掛け、淺野内匠頭家來片岡源五右衛門原惣右衛門小野寺十内と申す者に候、唯今主人の敵上野介殿を討取り、本望を達し候と呼ばはり申し候を堀越しに承り申し候、夜明時分裏門より人數五六十程罷り出で候様に見え申し候尤も火事装束の體に相見え申し候、いまだ闇く候うて寤と認め申さず候、

午十二月十五日

元祿四十七士

吉良上野介の生子は上杉彈正大弼綱憲、民部大輔吉憲は左兵衛義周の實兄、夜明の急報それと聞くや否、引揚の一黨を途上に要して人數を押し出さむとせしが、家老に聞かざるものありて、當家を嗣がせらるゝ上は當家の御家風に從はるべし、よしや狼藉者を一人も餘さず討取るに致せ、將軍お膝下に於て白晝の合戦は當家の破滅、狼藉者は公儀の御裁決あるべしとて、その坐を動かざりしたため、竟に事なかりしのみか、その日の巳の刻に畠山式部大輔、上使として馳せ向ひ、吉良家不慮の儀に付き當家の家中に萬一の心得違ひ之なきやう申し付くべしとの嚴命、されど諸家の取沙汰、市中の風聞、いかにも家老は家老ながら、この上使を承けざる前に

あれほどの大藩中、せめて十人か二十人、何として拔駈けの武士なかりしか、たとひ不敵の必死を極めし猛勇にもせよ、敵は既に本望を達して身は勞れ心の弛みし引揚の途中、加之も數の知れたる四十餘人、その半分は討取るべきに、あたら謙信公以來の武門を汚したりと惜しまれぬ、

待 罪

幕府の評議、さまざまありしが、諸侯いづれも嗟歎の聲を放ちて等しく其節義に感じ、加之も一黨の手落なき用意と事を辨へたる謹慎の體を言ひ傳へ語り傳へて、落涙するもの多し、
天下の公法、いづれ死罪は免れずとも、あはれ武士の道を踏み外さず美事に歩み終せし者

ども、せめて生ある間は情の露に宿らせ、また心残りのなき最後を取らせたしとは、殆ど列侯満坐の異口同音、

詮議中として、細川、久松、毛利、水野の四家に御預けと定まりしが、その以前まづ御徒目付の石川彌一右衛門、市野新八郎、松永小八郎の三人、泉岳寺に向ひ、一黨は大目付たる仙石伯耆守が屋敷へ呼び出し、嚴かに申し渡しの上、以上の四家へ預けられぬ、肥後熊本城主、細川越中守綱利の屋敷へ預けられしもの十七人、

- 大石内藏助 吉田忠左衛門 原惣右衛門 片岡源五右衛門
- 間瀬久太夫 小野寺十内 間喜兵衛 磯貝十郎左衛門
- 堀部彌兵衛 近松勘六 富森助右衛門 潮田又之丞

- 早水藤左衛門 赤埴源藏 奥田孫太夫 矢田五郎右衛門

大石瀬左衛門 伊豫松山の城主、久松隱岐守定直の屋敷に預けられしもの十人、

- 大石主税 堀部安兵衛 中村勘助 菅谷半之丞
- 不破數右衛門 千馬三郎兵衛 木村岡右衛門 岡野金右衛門

貝賀彌左衛門 大高原五 長門長府の城主、毛利甲斐守綱元の屋敷へ預けられしもの十人、

- 岡島八十右衛門 吉田澤右衛門 武林唯七 倉橋傳助
- 村松喜兵衛 杉野十平次 勝田新左衛門 前原伊助
- 間新六 小野寺幸右衛門

三河岡崎の城主、水野監物忠之の屋敷へ預けられしもの十人、

間十次郎 奥田貞右衛門 矢頭右衛門七 村松三太夫

間瀬孫九郎 茅野和助 神崎與五郎 横川勘平

三村次郎左衛門 寺阪吉右衛門

以上四十七人、いづれも人しれぬ二年越しの日夜、あらゆる浮世の艱難に逢ひ辛苦を凌いで、やうくこゝに本懐を遂げしもの、父子あり、兄弟あり、従兄あり、伯父甥あり、加之も生命の瀬戸を踏み越えて、いづれも無事に今の今まで相喜び相泣き相語り相笑ひしが、いよく今夜こゝに相別れて散ずれば、生涯また生きて再び見るべからざる運命、これが互の見納めとなりぬ、

おのゝ姓名を呼び上げて、四家お預けの儀を申し渡せし仙石伯耆守、急ぐべき筈を殊更

に暇取りて名残を惜しませ、わざと容易に其座を立たず、一黨中より大石内藏助を呼び出しぬ、

「これへく、大石内藏助、その方か」

「は、御意に御坐りまする」

「水野殿へ御預けとなるべき十人の内、一人不足いたして居る、寺阪吉右衛門と申す者いかに致した」

「恐れながら、その者儀、吉良殿へ推参の砌は勿論、今朝また引揚の途中までは、たしかに罷り居りましたる筈のところ、ふと姿、いづれへか、なれど内匠頭生前、我々同様、ぢきぐに召使はれし者にては御坐りませず、じたい、至ッて軽き身分の奴と心得、其まゝに只今まで」

伯耆守、おもはず小首を傾けしが、直ちに首肯いて、

「さほど至つて身分の輕き者とあれば、是非もない、お帳面の上に姓名は取消し置くぞ、
儲これは役目外ぢや、此度の一舉に付いては束の其方、さぞ數々の辛勞いたしたでがな
あらう、わけて前後に手の届いた振舞、行き渡りし致し方、伯耆守、感じ入る、末代ま
での名譽ぢや、言上の儀は暫く措いて、殿中での取沙汰、諸家方の噂、天晴れ武士とし
ては此上もないとの事ぢやぞ」

「恐れ入り奉りまする、身に餘る一同の面目、たゞく感泣の外、お請けの言葉も辨へ
ませぬ」

「主税は、どれに居る」

「は、主税、主税、出ませい、お言葉を下される、これへ出い、は、不束もの、控へ居り

まする」

「其方が主税か、當年十五歳とあるが、さてくみごとに稀代の大兵、うち見たところ、
その年齢とは思はれぬ、内藏助、よい子を持たれたの、これまで當地へまゐりし事ある
かな」

「いや、私、此度の出府に始めて御當地へ、めし連れまして御坐りまする」

「始めてか、始めての初舞臺に生涯の晴業を致したの、猶更の満足であらう」
伯耆守さらに一同を見渡して、

「いづれもく世に語られて末の末まで名の消えぬ人々ぢや、淺野内匠頭殿、お身は不吉
に終られたが、武門に取つては此上もない目出たい家來を多く養はれたぞ」
四十六人いづれも等しく頭を垂れて、おもはず男泣きの聲を漏しぬ、はや夜は亥の刻とな

れり、仙石屋敷の門前には四家の人数、おのく定紋の高張を立て聯ねて白晝の如く、途中萬一の變に備へて警固の油断なく、いづれも預りの數に合はせし駕を並べて、太平の世には物めづらしき武備嚴重に待ち受けぬ、

細川家は五十四萬石の大家、わけて當主は越中守綱利とて世に聞えし活氣の大名、その家來は肥後侍とて言語風俗まで江戸市中に一際目立ちし家風、罪は罪にせよ、みごとに武士道の本意を貫きし者ども、加之も一黨中に重立ちし輩のみ十七人を當家に預かる事、家門の面目なりとて、家老の三宅藤兵衛これが頭となり、鎌田軍之助、平野九郎右衛門、いづれも名ある武士は騎馬を打たせ、十七挺の外に用意の乗替駕まで整へ、もしや萬一の事あらばと、上下七百餘人一は天晴の義士を迎へ取るに、なるべく重々しく武威あらせた

しとの心

十五萬石、久松家、また在府藩士の精英を撰び、番頭の奥平次郎太夫、佃九兵衛を始めとして騎馬堂々、十三挺の駕を守るべき同勢三百餘人、

五萬石ながら海道の名物たる水野家は、山田大右衛門、山内九郎右衛門以下二百餘人、隊を整へ列を組んで犇々と押し出しぬ、

長府の毛利家より、田代要人、原山將監以下これも宛ら出陣の勢ひにて二百餘人、

今朝よりの風聞に市中の耳目を驚かし、繪草紙の外は夢にも知らざる太平の夜陰に今この武備嚴重、過ぎ行く町々の見物は曉方までも人垣を作りぬ、

細川家

内藏助以下十七人、高輪の細川家に迎へ取られしは其夜の丑の刻、まだ寝もやらで待ち受けし越中守綱利、みづから席に出で、一黨に向ひぬ、

「公儀の御作法は兎も角、この越中守に於ては、さらく以て罪人とは思はぬぞ、今度の一舉、いかにも武道の本意に叶うて神妙の事と心得る、御沙汰の落著までは何事にも遠慮なう、ゆるく打解けて苦しうない、申し付けは致して置いたれど、それく用事あらば、いかやうの内證たりとも差支あるまいぞ、内藏助、内藏助、どの人ぢや」

内藏助、するく膝を這らして平伏しぬ、
「ほ、う、その方か、ようぞ當家へ参りくれた、越中守、うれしく思ふぞ」
「この深夜まで御寝も遊ばされず、かゝる我々どもに恐れ多き御意死後までの御恩命、ありがたく亡主へ傳へまする」

越中守、きくや否、再び言葉も得繼がず、其ま、涙を浮べて、奥へ入りぬ、

聞くては自然に心も打沈むべしと、晴々しく庭の景色に對へる廣き二室を清めて、その上の間は内藏助を始め吉田、小野寺、原、片岡、間瀬、堀部、間、早水、いづれも老功の九人、その下の間は磯貝、近松、富森、潮田、赤埴、奥田、矢田、大石瀬左衛門、いづれも壯年の八人、
新しき小袖三襲つゝに一樣の上帯、三日目毎に取替へらるゝ下帯、料紙硯箱は、いづれへなりとも隨意に書面を差出せとの情、膳部は二汁五菜の馳走を極め、夕膳には必ず酒を添へ、その間に一日二度の菓子、晝は寒氣を凌ぐ金網の大火鉢に取圍み、夜は猶更ら心を用ゐし大夜具、錠を卸せし置炬燵、朝夕に湯を立て、入浴させ、徒然の慰みには古今詩歌の

書籍を積み、物語繪巻物の類を重ね、絶えず八人の小坊主を日夜の給仕に差出し、その談話相手としては、藩中に聞ゆる老功の武士のみ十九人を撰びて、交るべく接待せしめぬ、その十九人は、

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 三宅 藤兵衛 | 鎌田 軍之助 | 平野 九郎右衛門 | 堀内 平八 |
| 向阪 平兵衛 | 堀内 傳右衛門 | 村井 源兵衛 | 八十市 太夫 |
| 吉弘 嘉左衛門 | 阪崎 忠兵衛 | 宮村 團之進 | 松野 龜右衛門 |
| 横山 五郎太夫 | 林 兵助 | 長瀬 助之進 | 藤崎 作右衛門 |
| 堀尾 萬右衛門 | 中瀬 助五郎 | 堀七郎 兵衛 | |

この十九人また自己の名譽として慇懃を極め、その出入には皆いづれも無刀の丸腰となり奥深くして公儀には知れざる事と、中には後日萬一の咎めを覺悟の上にて、義士の剛に立

つ時は坊主を其後に従はしめ、恭しく杓を取つて水を手注がしめ、殆ど珍客の禮を以て遇せしが、義士の謙遜謹嚴その身を忘れず、いちくこれを辭して、諸事一切、あくまで待命の罪人となりぬ、

十九人の内、堀内傳右衛門は後の世に『堀内聞書』を残せしもの、わけて義士に親しく交はり、人しれず夜なく愛宕權現に詣で、一黨の助命を祈りぬ、

言外に深き君意を含みし接待の諸士、いづれも心の及ぶかぎり手の届くかぎり盡せしのみか、世間の取沙汰は固より殿中諸侯の批判まで、いちくこれを探り出だして我身の如くに喜び傳へ、久松、毛利、水野の三家に預けられし同志二十九人の消息は、猶更ら絶えず日夜の起居動靜を聞き出だして手に取る如く傳へぬ、

大事の前には洒々落々の風流人、大事の後また洒々落々の内藏助、時々刻々に死期の迫り来るを知らざる如く、晝食の馳走に舌鼓を打ち夜食の酒に陶然と酔ひ、心に何を楽しむやら徒然の風情もなく、朝夕さらに物思はし氣の淋しき顔色もなく、次の室に十六人の同志うち宿りて四方山の物語せる時も、我一人のため可惜ら座興を破らむかと其まゝ其の身は上の室にありて、たゞ無言に微笑を浮べる體、うき様の昔に似たり、されど何處やらに犯すべからざる威嚴ありしか、接待の諸士も他の同志とは聲をあけて笑ひ興ずる事あれど、内藏助の面前には思はず容を改めて言葉を謹みぬ、一日、堀内傳右衛門、うやくしく入り來りて、小坊主の茶を取次ぎながら、聲を潜めぬ、

「我等風情、陪臣の身を以て御公儀の事は憚りなれど、そと承る近來の風聞、御一黨の御助命も、あるかのやうに心得まする、わけて世間の取沙汰は勿論の儀、さて自然の人情でがな、はしたない者までも聞き傳へ語り傳へて、おのれが親兄弟の生命乞と等しう佛神へ水垢離とる徒輩さへありとの事」

内藏助、額を垂れて兩手を空に戴きぬ、
「助命などは夢さらく、さやうの儀、あるべき筈ないに致せ、承れば冥加に餘る次第

ありがたく受けまする」

「いや、明白に正しく、あるべき筈、ないが不思議、なうて世は常闇、東照公以來、天下の御制令、雨にも風にも消えぬ江戸四宿の御高札に建てられた、その第一、初筆に何と御坐る、一、可勵忠孝事」この忠孝の生手本を誰が、いつこの何者が滅却いたします

るぞ」

「恐れ多い事、堀内殿、今日の内藏助、御挨拶いたすべき儀では御坐らぬ、但し外々の御三家へ御預けとなりし者どもいづれも、無事に居りまするや」

「は、方々、いづれも打揃うて大の御無事、それに就いて面白い儀が御坐る、御一黨の事を市中の町々にて、いろくくと讀賣いたす中に、御子息、主税殿、年は十五歳にて身材六尺有餘、大長刀を水車の如く、昔の武藏坊辨慶に似たりなんど、」

「は、は、は、僥倖者、面目もない儀」

「さて、その主税殿、實は先月以來、聊か御病氣の體にて、や、なれど只今は御本復、御本復、もはや御本復で御坐る」

「主税め、煩ひましたか、ようぞ討入前に煩ひませぬ事、武運な奴で御坐る」

堀内傳右衛門、なほ何事か談話相手に來りしが、其ま、物も得いはず差俯いて迂り出でぬ。

口にごそ出さねど、親は子を思ひ子は親を思ふ、いづれ死出の途には伴へど、今は互に現世を隔たりて朝夕の顔も見ず、久松家に預けられし十人の内、大石主税は重き感冒を病みて大熱を發し、一時その枕も上らざりし時、醫藥の間に接待の人々これを慰むれば、苦中に微笑を浮べて聲を潜めながら、

「外々の諸家様へ御預けの同志、いづれも無事の段を承るに付けて、また御當家様の我我共が事も、それくお通じ下さる儀と心得まする、なれど主税病氣の儀だけは何卒、何卒、父の耳へ、御入れ下さらぬやう、願ひ上げまする」

今更ら我子の病を聞いて顔色を失ふべき父ならねど、あはれ孝子の一言に涙を浮べし醫官は固より接待の諸士また日夜の介抱、その甲斐ありて、思ひしよりは早く癒えしと聞かれし久松隱岐守、一日、十人の同志に時ならぬ酒肴を饗せられし後、その座に出で、主税を近く招きぬ、

「いかゞと存じたに、早く本復いたしたの、予が身に取られても嬉しく思ふぞ」

「はッ、我々どもの中にも別して若輩未熟の身、數ならぬ主税風情を、さほどまでの御意

たゞくありがたく、御禮を申し上げまする」

「内藏助は細川殿にて、至極の息災と申す事ぢや」

「父の御禮も、あはせて私より、重ね重ね、申し上げまする」

「さてく神妙の體に生れたの、父は父、あれだけの人、さほどにも懸念いたすまいが、

母は何と致した、いづこに居るぞ」

「昨年以來、山科の浪宅より、但馬豊岡の、里方に罷り居りまする」

「兄弟はあるか」

「舍弟、兩人、いまだ幼少の儀、母が許に」

主税、おもはず暫しの無言、はらくと涙を流しぬ、

「舊臘、山科を發足いたし、御當地へ罷り越しまして以來、たゞ一途に存じ詰めたる外、

母、弟どもの事は、念頭に浮ぶ暇もなく打過ごしましたれど、本望成就の後は、をりを

り思ひ出だしまする、わけて唯今の有難き御意を蒙り、俄に何となう、なつかしう心得

まする、この主税を兄と付纏ひ、朝夕に戯れましたる舍弟の儀、また後々の事まで申し

聞けましたる母の顔、今更ら目に浮びて、はッ、はッ、恐れ入り奉りまする」

武勇は武勇、才智は才智、いづれも生れついで、身材は五尺七寸の珍らしき大兵ながら、年は流石に十五歳の少年、母と弟の事を聞かると、や否、うら若き聲を曇らせて俄に打沈めば、隠岐守を始め満座おもはず暗涙を呑んで、真正面より主税の顔を見るものなし、

三 家

久松、毛利、水野の三家、おのゝ細川家の待遇を聞き合はせ問ひ合はせ、また世間の取沙汰もあり、殿中諸侯の風聞もあり、第一は老中よりの内意として、御預けとは申せ赤穂舊臣どもは公儀に對し奉り悪事を働かしものは格別、それぐ家風の心付次第に取扱ふべしとの申し達しもあれば、三家いづれも家格身分に應じて、我劣らじと欺待を盡しぬ、

久松家にては、始め愛宕下の上屋敷に十戸の長屋を開けて一戸に一人づゝ十人を入れしが市中の混雑に打續きし場處、もし萬一の火災あらばと、その後は三田の中屋敷に移され、一番二番の長屋に五人づゝを分ちぬ、
一番長屋には大石主税、堀部安兵衛、中村勘助、貝賀彌左衛門、不破數右衛門の五人、二番長屋には岡野金右衛門、大高源五、菅谷半之丞、千馬三郎兵衛、木村岡右衛門の五人、以上十人に藩中の上士二十四人の接待役を隔日に交代させ、取締は番頭の奥平次郎左衛門と佃九兵衛、家老の遠山三郎右衛門と服部源左衛門の二人、また絶えず日夜に通ひ來りて徒然を慰めぬ、

十人の同志いづれも一樣の厚遇を受けしが、わけて久松家の内外に耳目的となりしは、父が子として十五歳の主税良金、當主隠岐守は固より目に見ぬ奥向の女中に至るまで、聞

き傳へ語り合うて哀れを催し、中には人しれず鹽氣を斷ち茶を斷ち魚類を避けて、神に佛に日夜の助命を祈るもの多し、また十人中の第一に名高く唄はれしは大高源五、敵に向うては脇目も觸らぬ墓地に恐ろしき大太刀の荒武者なれど、今かくの身となりては別人の如き風流韻事、つれづれの朝夕に同志のため俳句の宗匠となりぬ、教ふるもの學ぶもの、いづれも草の葉に置く露の生命を知らず顔に忘れたるが如し、

麻布日が窪の毛利家は、その始め一意たゞ浪人徒黨の大罪人として預り、おのく他の三家よりも等しく伺ひ出でしが、この毛利家より公儀への伺ひ書は、

覚

- 一、楊枝相渡可申哉之事、
 - 一、近處出火之節下屋敷へ遣し可申哉之事、
 - 一、毛拔所望候はゞ渡可申哉之事、
 - 一、髮結候節園の内へハサミ入可申哉之事、
 - 一、多葉粉所望候はゞ渡可申哉之事、
 - 一、扇子所望候はゞ渡可申哉之事、
 - 一、料紙所望候はゞ出可申哉之事、
 - 一、相煩候節醫者之事、
 - 一、親類中より書通可爲仕哉之事、
- この伺書に對して月番老中の沙汰は、御詮議中なれど公儀へ對し奉り惡事相働さし者

どもにあらねば心付き次第に程よく取扱はるべしとの内意、
 さらに他の三家、わけて第一の細川家を聞き合はせし後、俄かに天下忠節の義士として一
 切の待遇設備を改め、朝夕の馳走、日夜の厚意、手を翻すが如くなりぬ、
 これに預けられしは、岡島八十右衛門、吉田澤右衛門、武林唯七、倉橋傳助、村松喜兵衛
 杉野十平次、勝田新左衛門、前原伊助、間新六、小野寺幸右衛門の十人、當主甲斐守、を
 りく／＼また出で、親しく一黨を慰めぬ、
 十人の内、岡島八十右衛門は原惣右衛門の實弟、澤右衛門は吉田忠左衛門の一子、村松喜
 兵衛は三太夫の父、新六は間喜兵衛の子にして十次郎の弟、幸右衛門は小野寺十内の甥養
 子にして大高源五の弟、いづれも父子兄弟の名を汚さじと一入さらに自己が身を謹みぬ、

金地院前の中屋敷に引取りし水野家は、神崎與五郎が一詩を賦して當主監物の徳を稱へし
 ほどの歎待、これには上野介の首級をあけし間十次郎、奥田貞右衛門、矢頭右衛門七、村
 松三太夫、間瀬孫九郎、茅野和助、神崎與五郎、横川勘平、三村次郎左衛門の九人、いつ
 れも感涙を催して身の冥加を謝しぬ、
 九人の内、間十次郎は父と弟を同志に持ち、貞右衛門は奥田孫太夫の養子にして近松勘六
 の實弟、村松三太夫また父の喜兵衛あり、孫九郎は間瀬九太夫の子、矢頭右衛門七は亡父
 の遺志を嗣いで黨中第二の少年十七歳、忠節の血縁いづれも互に相結びぬ、

評 議

法を主とする政道の上より見れば、恣に黨を組み戈を取つて高家を襲ひし狼藉者、嚴科

に處せざるべからず、情を主とする風教の上より見れば、節を守り義によつて亡主の遺恨を晴せし忠臣の者ども、賞を與へざるべからず、時の五代將軍綱吉これが裁決に苦み、内意をうけし閣老まづ案を評定所に下して、連署の意見を差出さしめぬ、

御尋に付存寄申上候覺

吉良左兵衛儀申わけ相立難き仕方にて御坐候間、其砌、せめて自滅仕るべき處に其儀なく、始終の様子、其分にては差置き難きやに御坐候間、切腹仰せ付けらるべき哉に御坐候

吉良上野介家來共、此度、手合ひ申さるる者どもは侍の分、残らず新罪に仰せ付けらるべき哉に御坐候、其節少しなりとも働き手疵を負ひ候者は、親類方へ引取り申す様

に仰せ付けらるべき儀に御坐候、小者中間の類は追はらひ候て然るべく存じ候、上杉彈正大弼、同民部大輔儀、淺野内匠家來、上野介屋敷より引取り泉岳寺へ參り罷り在り候處、其分にて差置き候仕方、兩人ともに兎角申すべき様も無之儀に御坐候

間、いかやうにも御仕置仰せ付けられ、勿論、領地召上げらるべき哉に御坐候、内匠頭家來共仕方、評議兩様に御坐候、亡主の志を継ぎ一命を捨て、上野介字へ押し込み討取候段、眞實の忠義にて御坐あるべく候哉、御條目に文武忠孝を勵み禮儀

を正すべき趣に的中仕るべきやに御坐候、且また大勢申し合はせにて兵具を著け候體、狼藉の仕方に御坐候へども其段遠慮仕り候は、本意を遂げず候故、右の仕方に仕るべき儀に存じ候、御條目に徒黨を結び誓約を成し候は御停止にて御坐候、内匠

頭家來徒黨の志候は、去年内匠御仕置仰せ付けられ領地召上げられ候節、少々存

念がましき體も之あるべきところに聊か違背仕らず候、此度の仕方、一列仕らず候へば本望を達せず候故、止むを得ず大勢申し合はせ候にて御坐候、徒黨とは申し難く御坐あるべく候哉、かやうの類、重ねて有之候、とても、人々心次第にて御坐候へば、其節致方、是非を以て仰せ付けらるべき儀と奉存候、右之通り何れも存じ候、内匠家來、まづ此度は御預けのまゝ、被差置、後年に至り落著仰せ付けらるべき哉に御坐候、以上

十二月二十三日

- 寺社奉行 永井伊賀守
- 寺社奉行 阿部飛驒守
- 寺社奉行 本多彈正少弼

- 大目付 仙石伯耆守
- 大目付 安藤筑後守
- 犬目付 近藤備中守
- 大目付 折井淡路守
- 町奉行 松前伊豆守
- 町奉行 保田越前守
- 町奉行 丹羽遠江守
- 勘定奉行 久貝因幡守
- 勘定奉行 戸川備前守
- 勘定奉行 中山出雲守

以上いづれも時の有司、幸ひ古今に稀なる忠孝節義の生手本を世に示さむとするの極、卑怯未練を許すべからざる武家武門の大恥辱として、その場に自滅せざりし吉良左兵衛に改めて切腹させ、おめおめ袖手傍觀せし上杉家を處分せむとまでの勢ひに論ぜり、儒官の長老、林大學頭、信篤、また將軍家に意見を上り、かゝる者ども打揃うて現代に出でしは全く忠孝を勵まされし上の思召その下に行き届きし證據、もし此ものどもを情なき一朝の嚴科に處せられなば、御條目も空文と相成り今後の天下に忠義御獎勵の支障たるべしと、憚るところなく論議を盡せり、たま〜時を同じうせし大儒に當世無雙の荻生徂徠あり、加之も權威堂々たる閣老の松平美濃守に重く任用せられ、屢々また將軍家に經書を進講せしもの、法理の上より論じて、

義は己を潔くするの道にして法は枉ぐべからざる天下の規矩なり、事は義なりと雖も既に處決せられし淺野長矩のため公許なきに黨を結んで吉良吉央を討つは法の許さざるところ、士禮を以て自滅せしむるに如かず、己を潔くする私論を以て天下の公論を害せば、政道の法は立つべからずと、美濃守この意見を將軍に達せり、將軍綱吉、なほ生殺の二途に迷ひ、二月朔日、恒例に依りて日光御門主公辯法親王の登城あらせられしを迎へて、能樂を催し御覽に供せし後、恭しく法親王に對ひ、下々の事ながら、定めて御耳にも達せし事、舊、淺野内匠家來の者ども、忠節とは申せこれを助け遣はずべき道もなく、綱吉、苦しみ居りまする』將軍の意中、あはれ法親王の御衣の下に包み玉はりたしと乞ひしが、たゞ首肯かれしのみにて一言の御挨拶もなく、其まゝ退出あらせられし後、左右のものに向ひ、

「この身、これほど心苦しい事はなかりしぞ、將軍家の言葉は、この法體に助命を求め、れとの意なれど、四十餘人の者ども、中には若き血氣の壯年もありと聞き及ぶ、なまなか法衣の袖に包み得させては行末の浮世、あたら忠義の名を取失ふ輩もあらうかと、大慈悲を以て其まゝ言葉も添へず、世法に任せ置いたぞ」

この公辯法親王は御西院天皇第六の皇子、學徳ともに高くして早くより聰明の聞え在しましぬ、

最 後

あけて元祿十六年正月二十二日、閣老稻葉丹後守より四家に對し、かねて御預けに相成りし四十六人の者ども、それぐの親類書を本人に認めさせ、委細に差出すべしとの命

令、

およそ待罪の身として本人自書の親類書を召さるゝは、いふまでもなき處刑の決定、されど正月は差控へらるべき恒例、いづれ二月の空、

四家に預けられし四十六人、この親類書を召されし時、固より覺悟の前、おのゝく靜に筆を執りて、それぐ委しく差出せしが、中にも細川家にありし十七人中、ことしの正月に屠蘇を戴いて「今日も春耽かしからぬ寢武士かな」と一句を唸りし春帆の富森助右衛門一黨に代りて接待掛の堀内傳右衛門に向ひ、

「内藏助を始め我等いづれも、斬首と覺悟いたし居りましたるところ、舊臘以來、餘所ながら世上の取沙汰も承り、また方々の御言葉を伺ひ、それがため近來は段々と凡夫の

愍が付きまして、もし或は此ま、御屋敷に於て侍の切腹を仰せ付けらるゝかとも存じ
まする、萬一さやうの節は我等の死後、親類縁者その他の者共より、いかやうに申し出
まするとも、何卒死骸は泉岳寺の一つ穴に御埋め下さるやう、豫て御願ひ置きまする』
その翌日、吉田忠左衛門また傳右衛門に向ひ、

「昨日、助右衛門より一同御願ひの儀、早速御聞き届け下され、ありがたく存じまする、
但し、これは私、内々の御依頼、實は御覽の通り年寄の大體軀にて古材木に等しう、さ
ぞ死後は一入の見苦しい事と存じまする、それに付き幸ひ少々の金子これに用意いたし
居りまするで、白き布を御買ひ下され、二重の大袋に縫うて死骸を包み、その口を固く
括りしまゝ御抛け込み下さるやう、願ひ置きまする』
からく〜と聲をあけて笑ひながら、堀内傳右衛門の去りし後、一味の若き人々を見返り

ぬ、

「若年のころは浮世沙汰に疎うて、頓と容姿風俗に構はざりし武骨者、せめて死後は聊か
身繕ひ致しまするぢや』

また笑ひ出せば同志いづれも窃に手を叩きぬ、死を見ること歸るが如し、

二月一日、細川越中守の世子、内記吉利、家老の坂崎忠左衛門を従へて十七人の居室に
臨みぬ、

もはや近々に處刑さるべき筈、あたら忠臣の幾ほどもなき生命の際を慰め、あれだけの節
義を全うせし者どもの生顔を見むとて、世子吉利すつと進み入れば、いづれも拜伏せし頭
を上げず、あくまで身を罪人として差控へし體に、いと猶更ら球を碎くが如くに惜しき
心地、おもはず涙を浮べて、

「内藏助」

はツと答へて、拜伏せる一座中より迂り出づれば、

「窮窟の禮に及ばぬ、うち解けて近う面を」

内藏助、恭々しく面を上ぐれば、その顔をつくぐと打守りて、

「忠孝節義、書物の上にて教へられしが、まのあたり生きたる手本の人を見る、吉利、生

涯に忘れぬぞ」

「はツ、あまりに勿體なき仰せ、たゞく恐れ入り奉りまする」

「萬人の出来し難い事を、あれほどの美事に仕終せた上は、もはや、思ひ残す事もあるま

いの」

「私風情、冥加に盡きて、御請いたしかねまする」

「さてく神妙の返答、なほさら床しい、舊臘以來、その方を始め皆を預りし事、當家末代の語り草に傳へて、武門の譽れとも相成る、それに就いて數々、よしなに扱ひたき所存はあれど公儀に對して、致し方もない、内藏助、いづれも皆、これにて別れるぞ」
水を打てるが如く拜伏せる十六人に代りて、内藏助、これを最後の御禮口上、
「御家門御繁昌、いのり奉りまする」

二月三日、閣老より四家に對して、四十六人いよく明日御處分に相成るべしとの内通、おのく用意せる中に、細川越中守、家來に命じて十七人の二室へ二個の花瓶を運ばしめ、これに時しも香氣馥郁たる梅花の盛りを生けしめぬ、
梅花、物いはざれど、清香は俗塵を掃うて、ますく色も香も高かるべしとの諷刺に、さ

てはと覺りし十七人、互に顔を見合はせながら、もはや山が見えましたぞと打笑ひぬ、
 内藏助と原惣右衛門と小野寺十内の三人、舊臘十二月二十四日京の寺井立溪へ送りし討入
 覺書の追書として、この日また三人の名を聯ね、前の覺書に漏れし事を委しく認め、死後
 のため再び立溪へ差出せし後、夕餐の酒食も心地よけに済まして靜に打臥せしが、大石瀬
 左衛門、富森、赤埴、磯貝、矢田、近松、潮田の若き面々は、老輩の寢靜まるを待ち受け、
 竊に屏風を圍ひ衝立の影に集りながら、現世の名残りに互の隠し藝を出し合ひ、おのく
 芝居狂言の身振り物真似、深更に至るまで興に入り我を忘れて動搖めきぬ、
 これを見聞せる細川家の人々、おもはず舌を巻いて、覺悟も覺悟ここまで死を恐れざる面
 面が、不俱戴天の仇に討入りし勢ひ、いづれも無事に一人の斃れしものなく本望を達せし
 筈なりと語り合ひぬ、

あくれば二月四日、四十六人に死を賜ふの前、その朝まづ吉良左兵衛義周を、評定所へ
 呼び出し、大目付仙石伯耆守、町奉行丹羽遠江守、威儀を正しての嚴命、
 淺野内匠家來共上野介を討ち候節、其方仕方不届に付、領地被召上、諏訪安藝守へ
 御預け被仰付候もの也、

眼前に父を討たれて姿を隠し影を潜め、死すべき時に死せざりし武門の恥辱、その死に勝
 れる生恥を曝して、青網の掛りし乗物に引戸の錠を卸され、諏訪家の本國たる信州の高島
 に送られしが、時に生年二十歳の左兵衛、二十二歳の寶永三年正月二十日、其ま、配所
 に病死して、室町以來の歴々たりし高家の血脈、こゝに斷絶せり、

吉良左兵衛への嚴命と同日同時、四家に對する奉書は發せられ、ついで細川家に向ひしは御目付荒木十右衛門と御使番久永内記、久松家に向ひしは御目付松田五左衛門と御使番駒木根長三郎、毛利家に向ひしは御目付鈴木次郎左衛門と御使番齋藤治左衛門、水野家に向ひしは御目付久留十左衛門と御使番赤井平右衛門、

二月四日、細川家にありし十七人は、平常よりも早く朝湯の入浴を勧められ、朝の膳部も平常よりは猶更ら手厚き馳走を饗せられ、昨日より生けられたる二室の梅花、いよく新たに匂ひ高し、

邸内また前夜のまゝの殘燈中に掃き清められ、往き來ふ諸士も何とやら俄に忙しけなれど悠然たる内藏助は平常に變らぬ顔色、近く差招いて吉田忠左衛門と小野寺十内と原惣右衛門の三人に私語きし後、他の同志に向ひながら輕き微笑を浮べぬ、
『さして別に今更の用意も覺悟もない筈の事、いよく近づいて参りしぞ』
他の同志また打揃うて一人の際立てる顔色なく騒げる風情もなし、

『いよく埒あきますか、唯この上は銘々いづれも最後の見苦しからぬやう心得まする』
折しも午を過ぎて、未の上刻、接待掛の宮村團之進、長瀬助之進、堀内傳右衛門の三人、悄然として入り來りしが、言葉も平常に變りて打濕りぬ、

『前刻より御上使の御來臨、おのゝお召物を、お改めなさるゝやう』
もはや最後の人々と、小坊主まで兩眼に涙を含みながら、いちゝその前に持ち出せしが上著は黒羽二重、下着は同じ羽二重の淺黄無垢に麻社袴、
内藏助を始め十七人、いづれも等しく衣服を改め、導かれて役者の間へ打通り、謹んで一

列ちに押お並ならべば、今日こんにちの上じやう使しとして荒木十右衛門あらかきじふゑもん、差副さしぞへに久永内記ひさながないき、細川家の諸士ほそかはけしよしその前後ぜんごに控ひかへて、満座まんざ肅々しゆくしゆくたる中に嚴おごなる一聲いせい、

「御上意ごじやうい」

十七人にんはッ、と一時いじに拜伏はいふくすれば、荒木十右衛門上意あらかきじふゑもんじやういの次第しだいを讀よみあけぬ、

淺野内匠儀あさのたくみぎ、勅使御馳走之御用仰付置ちよくしごちそうのごようおほせつけおかれ、其上そのうへ時節柄殿中せつがらでんちゆうをも不憚はたら、不届ふとど之仕方しかたに付つき、

御仕置被仰付おんしおほせつけられ、吉良上野介儀きちらかうづけのすけぎは無御構被差置おんかまひなくさしおかれさぶらふところ候處しゆじんのあた、主人之仇しゆじんのおたを報むくい候さからふと申し立て、

内匠家來たくみけらい四十六人徒黨にんとたう、上野宅へ押込みかうづけたく、飛道具とびだうぐ杯持參なごちさん、上野を討かうづけち候始末きふらふしまつ、不おそ恐公おそれず

儀候段さぶらふだん、重々ぢゆうじゆう不届ふとどに候おこ、依これによつて之切腹せつぷく申付者也まうしつくるものなり、

内藏助くらのすけ、額越ひたひこしに聊いさか仰あいで御請おんうけの口上こうじやう、

「いかやうの重おもき御仕置おんしおきにも相成あひなるべきやと心得こころえましたる者ども、かたじけなき御上意ごじやういを

以もつて切腹せつぷくを仰おほせ付けられ、ありがたき仕合せしあはせに存ぞんじ奉たてまつりまする」

荒木十右衛門あらかきじふゑもん、既すでに公儀こうぎの役目やくめを終おはりし後のち、これを言いひ聞きかせむとてや、さもまぢかねし體てい、

「これは我等われら一存ぞんにて申し聞きける、吉良上野介跡目きちらかうづけのすけあとめ、左兵衛さひやうゑこと今日こんにちまで無事むじに罷まかり在あり

しが、此度このたび、俄にはかに御詮議ごせんぎの上うへ、その領土りやうどを召上めしおけられ、信州高島しんしゅうたかしま、諏訪安藝守方すはあきのかみかたへ永ながの

御預おんあづけと相成あひなりしぞ」

同志どうしに取りては何なにより以もつての死土産しにみやげ、内藏助くらのすけまた言葉ことばを謹つしみて、

「厚あつき思召おぼしめしのほど、一同どうの者ども、たゞ感涙かんだいを以もつて、御禮おんらいを申し上げまする」

荒木十右衛門あらかきじふゑもん、さらさらに打解うちとけて、前まへに進すすみ、

「内藏助くらのすけ」

「はッ」

「さてく其方とは深い因縁、赤穂開城の砌も、公儀の御役目、この十右衛門、また最後の檢使としても今日、この十右衛門、他人事とは思はぬぞ」

内藏助、頭を伏して、わざと聲を低く、

「恐れながら私風情、ふしぎの御縁にて、始終、一方ならぬ御なさを蒙り、ありがたく存じ奉りまする」

十右衛門靜かに首肯いて、

「いづれも急ぐに及ばぬ、ゆるくと仕度されい」

上使その座を去りて、一同また元の二室に歸れば、堀内傳右衛門、疊さはりの音もなく靜

かに入り來りて聲を曇らせぬ、

「主人、越中守より申し付けられましたる口上、今度、方々を當家へ御預り申して以來何とか致して吉左右の道もがなと、随分、心を碎きし甲斐もなう、今日の御上使と相成り、まことに残念至極、さりながら是非もなき次第、唯この上は心靜に支度せらるゝ

やう、との儀に御坐りまする」

内藏助、十六人の同志を目に伏せて、容を改めながら兩手を支へ頭を下げぬ、

「たゞ一應の罪人にて差置かるべき我々共へ、身に餘る有難き思召を下されしのみか、舊臘以來、わけて御手厚き御取扱を蒙り、御禮の申し上げやうもなき今度、また十七人御屋敷を汚しまする段、重ねく恐れ入り奉りまする、この儀、何卒、御前へ」

堀内傳右衛門、その口上を涙に受けて立去るや否、次の室に控へし接待係の諸士、いづれ

も一時に入り來りて、用意の銚子土器、これぞ此世の名残に最後の盃を進めぬ、
内藏助、まづ取上げて心地よけに飲み乾し、其まゝ十六人の同志に清く流し渡せば、接待
の諸士いちくゝまた獻しつ獻されつ烈士の盃にあやかりぬ、

盃一巡の後、小坊主の持ち出せし料紙硯箱、めいゝ十七人の前に差置かれぬ、
「御申置の儀も御坐れば、御所縁いづ方へなりとも我々、うけたまはり、たしかに御届け
致しまする」

内藏助、靜なる目禮、

「御懇のほど、ありがたう存すれど、かねて覺悟の者ども、今この期に及びて申し残す儀
は、何事も御坐りませぬ、もし御免を蒙りて申さうならば、今日御上使の御沙汰中、せ
めて四十六人申し合はせてと、願はしきところを、四十六人徒黨いたせしとの仰せ、我

我共は皆これ故内匠頭に召使はれましたる舊臣、その亡主のため鬱憤を散じたき存念の
外、たれ一人いづれよりも他方の者を加へませぬに、徒黨とは、これのみ聊か末期の心
外に覺えまする」

同志おもはず無念の眼を張りて、また何をかいはむとする者ある體に、内藏助、忽ち言葉
を繼ぎぬ、

「但し我々は武士の冥加に叶ひ、最後の御仕置を切腹に仰せ付けられし段、お上へ對して
有難く心得まする」

この一言に我を忘れし同志また我に返りて、いづれも等しく押靜まれば、いかにも徒黨は
無體の御沙汰と口まで出でし接待の諸士、また其まゝの無言に謹みぬ、

大書院の廣庭を最後の席と定められ、その大書院には屏風を引き廻して檢使は今朝の荒木十右衛門と久永内記、屏風の左右兩端に居流れしは、細川家の家老以下上士の面々、入廂の縁側には公儀の御徒歩目付、縁先の白砂に薄縁を敷き聯ねて御小人目付、それに押し並べて細川家の諸士一列、右の袖垣外には、また公儀の御使衆と細川家の下役人、左の袖垣を隔てし廊下には藩中より撰ばれたる介錯人の一列、その廊下つゞき役者の間には十七人の義士、いづれも物靜に最後の時刻を待ち、別に小書院の障子越しより細川越中守、涙を含みて打守りぬ、公私上下の人数は内外を合はして殆ど二百人、されど水を打ちたる如く、四邊は閑として咳の聲もなし、十七人の義士に對する十七人の介錯人は、他家への外聞また當家の面目、固より細川家に聞えたる覺の勇士のみを選びぬ、

- | | |
|---------|--------|
| 大石内藏助 | 安場一平 |
| 吉田忠左衛門 | 雨森清太夫 |
| 原惣右衛門 | 増田貞右衛門 |
| 片岡源五右衛門 | 二宮新右衛門 |
| 間瀬久太夫 | 本庄喜助 |
| 小野寺十内 | 横井儀右衛門 |
| 間喜兵衛 | 栗屋平右衛門 |
| 磯貝十郎左衛門 | 吉田五左衛門 |
| 堀部彌兵三 | 米良市右衛門 |
| 近松勘六 | 横山作之丞 |

元祿四十七士

五五七

富森 助右衛門

氏家 平九郎

潮田 又之丞

一宮 源四郎

早水 藤左衛門

魚住 惣右衛門

赤埴 源藏

中村 角太夫

奥田 孫太夫

藤崎 長左衛門

矢田 五郎右衛門

竹田 平太夫

大石 瀨左衛門

吉田 孫四郎

梅花の匂ひ散り残る二月四日の日脚、やうく西に傾きかゝりし頃、時刻を計りて、檢使
荒木十右衛門の聲、場所がらに猶更ら凜として響き渡りぬ、
「大石内藏助」

役者の間の口に詰めたる接待掛り吉弘嘉左衛門と八木市太夫の兩人、承りて高々と聲を
揃へぬ、

「大石内藏助、御呼出」

呼び出だされし内藏助、さらに平生の聲と變らず、

「は、畏りまする」

悠々と靜に立上りて、残る同志を見返りながら、

「お先へ參る」

同志また一様に今生の挨拶、

「いづれ、お後より即刻」

吉弘と八木の兩人に導かれ、介錯人の安場一平に送られ、白無垢の社杯、白羽二重の小袖

に桑染の下著、白足袋、白扇を前に挿みて両手を其上に重ね、俯せず仰がず静々と歩み出せし風情、若からず老い果てず、人間これぞ最上の年輩、ゆつたりと赤く肉づける大様の態度、いかに見るも死は眼前に迫りて今この世を去るべき人の面影はなし、廣庭の真正面、三疊の青疊を敷き並べ、白布の蒲團を重ね、前の縁一方を取除けし白三方に尖先五分を餘せし觀世捨の巻短刀、内藏助、設けの席に端然と坐して、まづ檢使の方へ一禮の後、靜に雙の肩衣を刎ね、おもむろに襟を寛け肌おし脱いで、前なる三方を引き寄せ、短刀を押し戴いて、その尖先その腹に擬したる一刹那、瞬く間もあらせぬ背後より、細川家に聞えたる据物斬の名手、安場一平の太刀影、鋭き矢聲もろともに閃くや否、大石内藏助良雄こゝに首となりぬ、安場一平、片膝を地に突いて、その首を檢使の方に差向けし時、いづこともなく一時に漏

れ來る啜泣の聲、

死骸は其まゝ、蒲團に包みて、式場の外に運び棺に斂め、いちく新に疊も三方も取替へられし後へ、順々に呼び出されて順々に首となりし十六人、さらに一人の見苦しき體なく、いづれも美事に打揃うて最後を遂げぬ、終りしは酉の上刻に近く、はや其日の入相の鐘こゝに一入の無常を報じて、あはれ十七人の英魂を暮れ行く闇に葬り去りぬ、

同日同刻、久松家に向ひしは御目付杉田五左衛門、御使番駒木根長三郎、また同じ上意を言ひ渡せし後、また同じ情に吉良家の始末を申し聞けしが、この五左衛門、ことし主税と同年の一子を持ちて、いと苦しげに猶更の哀を催し、役目の手前、何事も得いはねど、

つくぐ其顔を打守りて兩眼を濕ませぬ、
加之も上使への御請口上は、堀部安兵衛と主税の二人、主税その大兵に似合はず顔と聲の
若々しさ、その若年に似合はず流石は父の子たる神妙の舉動に、杉田五左衛門、幾度か無
言の目を瞬泣きぬ、

大藩の細川家は人も多く義士十七人に對して恥かしからぬ名の聞えし上士十七人の介錯を
撰びしが、久松家は身分よりも腕のみを撰びし介錯人、なほ二人に一人づゝ十人の義士に
對して五人、

大石 主税
千馬 三郎兵衛
堀部 安兵衛
波賀 清太夫
波賀 清太夫
荒川 十太夫

不破 數右衛門
中村 勘助
貝賀 彌左衛門
木村 岡右衛門
大高 源五
菅谷 半之丞
岡野 金右衛門
荒川 十太夫
大島 半平
大島 半平
宮原 久太夫
宮原 久太夫
加藤 斧右衛門
加藤 斧右衛門

あけて如月の春、やうく十六歳の大石主税を惜しや散る花の第一として、こゝにも順々に
十人の義士いづれ劣らぬ天晴の最後を遂げし中にも、わけて堀部安兵衛と不破數右衛門
の兩人は、聞えし武勇の顔色、死に至るまで平然として更に變らず、大高源五は同志の血

腥き臭氣まだ残る其座に著きながら、筆紙を乞うて一句を浮べし風流の子葉、

同日同刻、毛利家に向ひしは、御目付鈴木次郎左衛門、御使番齋藤治左衛門、御請口上は岡島八十右衛門と村松喜兵衛の兩人、この毛利家また十人の義士に對して五人の介錯人、

- 岡島 八十右衛門
- 近藤 為右衛門
- 近藤 為右衛門
- 杉野 十平次
- 近藤 為右衛門
- 吉田 澤右衛門
- 鶴飼 惣右衛門
- 勝田 新左衛門
- 鶴飼 惣右衛門
- 武林 唯七
- 榊 正右衛門
- 前原 伊助
- 榊 正右衛門

村松 喜兵衛

江良 清吉

小野寺 幸右衛門

江良 清吉

倉橋 傳助

田上 五左衛門

間新 六

田上 五左衛門

おのゝ劣らぬ最後の美事さ、人間うまれて死は今日こゝに始めての事ながら、殆ど幾度も馴れたるかと思はれぬ、

加之も十人の内、第一の高取は僅かに二十石五人扶持の村松岡島にして、十石三人扶持より年金十兩八兩の哀れなる微祿に斯る節義の勇士打揃ひしは猶更ら感歎の種となりぬ、

同日同刻また水野家に向ひしは、御目付久留十左衛門、御使番赤井平右衛門、御請口上

奥田貞右衛門と間十次郎の兩人、こゝは小藩ながらも流石に聞えたる武備の家柄、九人の義士に九人の介錯人を出しぬ、

間十次郎	奥田貞右衛門	矢頭右衛門七	村松三太夫	間瀬孫九郎	茅野和助	横川勘平	神崎與五郎
青山武助	横山笹右衛門	杉源助	廣瀬半助	小池權六	値賀又藏	山中團六	田口安右衛門

三村次郎右衛門

稻垣佐助

この九人いづれも打揃うて血氣の壯年、間十次郎は上野介の首級をあけしもの、矢頭右衛門七は今年あけて十八歳、奥田、村松、間瀬、ともに同志の父を持ちて後れ先だつ身の潔く、茅野、横川、神崎、三村、次第に順を追うて死に就くまで竊に談笑の聲を漏らしぬ、

元禄十六年二月四日、おのゝ分れて四家に預けられし四十六人、うまれし歲月は等しからず、養はれし父母は等しからず、生前その身の境涯また等しからねど、同じ一人の君がため、同じ月日を同じ血涙に泣き同じ忠節に伴ひ、同年同月同日に時刻も違はず覺悟も違はず、一時に同じ最後を遂げ、風雨幾星霜に同じ墓を聯ね、末代不滅の感歎に同じ名を聯ねて、咲けば匂ひ散れば惜しまるゝ武夫の鑑となりぬ、

感 害

江戸の中央、群集雑踏の日本橋より起りて四方の四宿に掲けられし天下の高札は風教の基
 東照宮以来の御制文として、もし一字一點これを汚すものは極悪の大罪人、三族磔刑に處
 せらるべき其第一條に「一、可勵忠孝事」とありし文字を何物とも知れず、四十六人の
 双に伏せし當日の深夜、くろくくと墨を塗りしものあり、
 幕府有司の驚愕、町奉行の狼狽、忽ち高札を立て替へて、市中に飛耳長目を張り、吟味方
 の役人これを捉へむとするや、いまだ猫の子一疋も捉へ得ざる其夜のうちに新らしき高札
 の表、べたくくと泥を以て塗り潰せしものあり、
 いよく公儀を恐れざる奴、ますく生命しらすの狼藉者と、厳しく四方に罪人を求めな

がら、三度これを取替へしに、その三度目は馬糞を以て汚せしものあり、
 武斷の一喝、無上の權威、白晝に飛ぶ鳥を落す勢ひも、闇夜民衆の心は奪ふべからず、竟
 に持て餘して高札の第一條を改め「可勵忠孝事」といへる文字は「親子兄弟可睦致事」
 と書き易へられぬ、

鳳岡先生林大學頭信篤、また泣いて四十六人の死を弔ひ、加之も我意見の用るられざり
 しを憤慨の餘り、挽歌を賦して曰く、

挽 歌

去歳季冬十五日、故少府監赤穂城主淺野長矩舊臣大石内藏助等四十六人、異體同志、報
 讎趨義、今茲仲春初四日、官裁下令、各處死刑、其志雖遂、其生不全

天乎命乎、果時運乎、不堪哀情、拭淚而作、

會聞壯士無還去、

炭啞變形追豫讓、

精誠石碎死何悔、

四十六人齊伏刃、

易水風寒連袂行、

薤歌滴淚挽田橫、

義氣冰清生太輕、

上天猶未察忠情、

御仕置の血を流せしは不淨不吉として、これを祓

當時の風習、いかなる仔細あるにせよ、

ひ清めむがため、神佛の徒に祈禱を命じ、わけて太平を祈り無事を冀ふ大名の家には、

猶更ら嚴なる清淨の儀式作法あれど、細川越中守、さらに顧みず、内藏助以下十七人

を我家の守護神として客來ある毎に必ず其場所へ案内し、これは當家第一の名所で御坐る

と語りぬ、

遺子

忠肝義膽は天下歎稱の感涙となりしが、當時の法として其父に公裁の切腹を申し付けし以

上、その子として其まゝの無事に差置かるべき筈なく、一黨の遺子十九人は遠島流罪の處

分となりぬ、

されど徒黨と飛道具の罪科は三族連坐に及ぶべき制法を破りて、その罪は父母に及ばず兄

弟姉妹に及ばず妻に及ばず女子に及ばず、ただ男子に及ぼせしのみか、加之も十五歳以上

として、その十五歳に達せざる以前、もし佛門に入り法師に歸するものは、たとひ十五歳

に至るも遠島御免たるべしとの宣言、當時の法令には殆ど破格の寛典を施されぬ、

父共儀、主人之仇を報候と申立四十六人致徒黨、吉良上野介宅へ押し込み、飛道具
杯持參、上野介を討ち候始末、公儀を不恐段不届に付、切腹申し付け候、依之悴
共遠島申し付者也

一黨伏刃の中間一日を置いて二月六日、時の老中秋元但馬守より所在の町奉行を経て、こ
の罪名に處せられしものは、

- 大石吉千代 十三歳(内藏助二男)
- 大石大三郎 二歳(内藏助三男)
- 片岡新六 十二歳(源五右衛門長男)京都大雲院の徒弟、
- 片岡六之助 九歳(源五右衛門二男)伏見本願寺の徒弟、
- 原十次郎 五歳(惣右衛門一子)正徳三年、廣島の淺野家に召出されて二百五十

- 富森長太郎 二歳(助右衛門一子)幕府若年寄加藤越中守の近侍に召出さる、
- 間瀬貞八 二十歳(久太夫二男)寶永二年四月二十七日配所に死す、
- 吉田傳内 二十五歳(忠左衛門二男)赦免後、播州姫路の城主本多中務大輔の家士
- 不破大五郎 六歳(數右衛門一子)松平紀伊守に召出されて近侍となる、
- 中村忠三郎 十五歳(勘助長男)赦免後松平大和守に召出されて近侍となる、
- 中村勘次 五歳(勘助二男)小笠原長門守の家士となる、
- 木村惣十郎 九歳(岡右衛門長男)深川靈巖寺の僧となる、
- 大岡次郎四郎 八歳(岡右衛門二男)大岡藤左衛門の養子として播州赤穂の森和泉
- 茅野猪三郎 四歳(和助一子)前同断、後の赤穂侯森家に仕ふ、
- 奥田清十郎 二歳(貞右衛門一子)幕府老中但馬守に仕ふ、

村松 政右衛門 二十三歳(喜兵衛二男)赦免後、幕府御小姓番頭小笠原長門守の家士に

矢田 作十郎 九歳(五郎右門門一子)水谷出羽守に仕ふ、

岡島 藤松 十歳(八十右衛門長男)雲水の僧となる、

岡島 五郎助 七歳(八十右衛門二男)前同断、

十九人の内、間瀬九太夫の二男貞八二十歳、吉田忠左衛門の二男傳内二十五歳、村松喜兵

衛の二男政右衛門二十三歳、いづれも或は他家に仕へ或は他人の養子となりて、義盟の約

束、その父兄より一言一句も大事を明されざりしが、十五歳以上は免れぬ遠島の罪に處せ

られ、わけて憫哀なりしは中村勘助の長男忠三郎、不運にして其時その十五歳、以上四人、

いづれも世間幾萬人の涙に送られつゝ水や空なる伊豆の大島へ流されぬ、

幕府の法令、遠島配流の身は、金子二十兩以内、米二十俵以内、それ以上の一兩一俵も持

ち行くを許されず、されば許さるゝ限りを各々その主人より縁者より支給されしのみか、

心なき船頭水手までも情を籠めて、八重の汐路に浪枕を守り、教へざる絶海孤島の漁民も

忠臣義士の子なりと迎へて、あまの筈屋に朝夕の身を助け食を運びぬ、

一黨伏刃の六年以後、寛永六年七月、配流の四人いづれも罪を許して召返されしが、間瀬

久太夫の二男貞八のみ一人、あはれ配流の二年目の二十二歳を一期として、不歸の客とな

れり、

内藏助の二子、吉千代十三歳、大三郎二歳、兄は十一歳にして弟は母の懷中に抱かれし當

歳の頃、山科の里より但馬の豊岡に引取られ外祖父の石東源五兵衛に育てられしが、父の

伏刃と共に吉千代は同國興福寺の徒弟となり、名を祖鍊と稱して、法燈の下に讀經修行

を怠らざりしが十九歳の三月、病んで死しぬ、

寶永六年八月、一黨の遺子赦免の時は大三郎八歳、なほ母の膝下にありて豊岡の石東源五兵衛が許に養はれ、城主京極甲斐守また餘所ながら其成長を待ちしが、正徳三年、十二歳の時、内匠頭の宗家たる藝州の浅野家より京極家に對し、大三郎儀これまで御手厚き御目をかけられ有難く存じ候處、もはや段々と成人に近づき候へば當方へ引取りたしとの挨拶、名士の血脈、いかにも惜しけれど外ならぬ由緒に否むべき筋なくして手放しぬ、浅野家よりは佐々宇左衛門、二十餘人の士を引連れて迎へ、京極家よりは石東左馬助、十人の士を引連れて送り、母と姉もろとも廣島に著するや、直ちに亡父の知行と等しく千五百石に召抱へられしが、幼少なれば出仕に及ばず、由緒格別の者なれば成長に心を用るよと、聞えたる名譽の老功者を選びて後見となしぬ、

大三郎の姉二人の内、その一人は豊岡に病死し、残りし姉の瑠璃は同藩の重臣浅野監物の妻となり、母は元文元年十一月十九日、六十八歳にて逝き、同國の國泰寺に葬る、法號は香林院花屋榮壽大姉、

墓

碑

忠魂義魄は碧落に歸して、萬松山泉岳寺に四十六土の墓碑、内匠頭の冷光院殿を上として方位順々に建てられぬ、

忠誠院 又空淨劍居士
又 仲 光 劍 信 士

元祿四十七士

大石 内藏助 良雄
吉田 忠左衛門 兼亮

五七七

及	及	及	及	及	及	及	及	及	及
臆	勇	隨	毛	周	泉	以	譽	勘	鋒
空	相	露	知	求	如	串	道	要	毛
劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍
信	信	信	信	信	信	信	信	信	
士	士	士	士	士	士	士	士	士	

潮	富	近	堀	磯	間	小	間	片	原
田	森	松	部	貝	喜	野	瀬	岡	惣
又	助	勘	彌	十	兵	寺	久	源	右
之	右	六	彌	郎	衛	十	太	五	衛
丞	衛	行	兵	左	衛	内	夫	右	門
高	門	重	衛	衛	光	秀	正	衛	元
教	正	重	金	門	延	和	明	門	辰
	因		丸	正				高	
				久				房	

及	及	及	及	及	及	及	及	及	及
觀	水	露	雲	上	寬	法	察	廣	破
祖	流	白	輝	樹	德	參	周	忠	了
劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍	劍
信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士

不	菅	中	堀	大	大	矢	奥	赤	早
破	谷	村	部	石	石	田	田	埴	水
數	半	勘	安	主	瀨	五	孫	源	藤
右	之	助	兵	稅	左	郎	太	藏	左
衛	丞	正	衛	良	衛	右	夫	重	衛
門	正	辰	武	金	門	衛	重	重	門
正	利		庸		信	門	盛	賢	滿
種					清	則	武		堯
						武			

双	双	双	双	双	双	双	双	双	双
摸	鍛	性	當	袖	無	電	回	通	道
唯	鍊	春	掛	拂	一	石	逸	普	互
劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔
信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士

間	倉	武	吉	岡	大	貝	岡	木	千
瀬	橋	林	田	島	高	賀	野	村	馬
孫	傳	唯	澤	八	源	彌	金	岡	三
九	助	七	右	十	五	左	右	右	郎
郎	武	隆	衛	平	忠	衛	衛	衛	兵
正	幸	重	門	次	雄	門	門	門	衛
辰	風	重	兼	房	樹	友	包	貞	光
			貞	武		信	秀	行	忠

双	双	双	双	双	双	双	双	双	双
太	清	擲	湫	澤	風	補	量	可	有
及	元	振	跳	藏	颯	天	霞	仁	林
劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔	劔
信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士

間	村	矢	奥	間	小	前	勝	杉	村
瀬	松	頭	田	十	野	原	田	野	松
孫	三	右	貞	次	寺	伊	新	十	喜
九	太	衛	右	郎	幸	助	左	平	兵
郎	夫	門	衛	光	右	宗	衛	次	衛
正	高	七	門	興	衛	房	門	次	秀
辰	直	教	行		門	武	武	房	直
		兼	高		秀	堯	堯		

双響機劔信士
 双常水劔信士
 双珊瑚劔信士
 双利教劔信士

茅野和助常成
 横川勘平宗利
 三村次郎右衛門包常
 神崎與五郎則保

以上の四十六基は細川久松毛利水野の四家より各その預りし順を逐うて建立せしもの、その後の四十六年を経て双道喜劔信士と刻し薩州産宇都宮成高寺現住岱潤建焉、明和四丁亥九月十六日と彫れるものあり、また其後さらに節巖了貞信士、寺阪吉右衛門信行のため茲に一基を添へて、以上四十八基の墓碑となりぬ、

一字一點を汚して三族を誅せらるべき天下の高札をも恐れず、第一條に掲けたる忠孝の二

字は既に無用の空文なりとて、くろぐと墨を塗り、べたくと泥を塗り、果は馬糞を以て塗り潰せし民衆の勢ひは、打返す大波の如く、こゝに四十六士の墓を建てられし以來、泉岳寺へ参詣の群集雑沓、あけても暮れても香華は絶えず、一山これ人をもて埋まりぬ、本望を達して義士の引揚げ来りし時、徒黨夜討の人数なりとて、眉を顰めながら苦き顔をせし酬山和尚、また群集の雑沓を厭うて四十六士の墓所に俄の垣を繞らし、その入口に厳しく鍵を施して、景慕渴仰の民衆を墓前に近づけしめず、常よりは早く山門を閉ぢしかば非道非義の賣僧、外道惡魔に等しき坊主、引き摺り出して踏み殺せとの騒動、加之も細川越中守は義士の血を流せしところを我家の名所と誇り十七人の魂魄を我家の守護神とせしに、この泉岳寺の酬山和尚、末代の寺寶なりとて四家より寄附せられし義士の遺物は、四方より争うて高價に求められしため、千載に傳ふべき武器武器の大半を失へり、

細川家に十七士の接待掛となりて最も義士と親密なりし堀内傳右衛門、この一事に驚いて書き記せる文字の涙痕を見よ、

泉岳寺に拂物これありと申す儀、承はり候へども神以て偽にて可有御坐候、しかし衣類の様なる類にて可有之哉、武道具、大小ともに寺の寶物となり其まゝ召置被申、段段子孫有之候間、所望仕り候はゞ定て子孫に譲り被申候、心底にて、なか／＼拂ひ申され間敷事と神以て存候故、才覺も不仕候、其後、承はり候うて肝潰し申候、

惜い哉、千古の忠肝義膽に伴うて、風教の基となり節義の鑑となり、あり／＼と其人を眼前に見るが如き記念の品々は、心なき僧侶のために賣拂はれて、悉く散逸せり、

淺野大學

元祿十五年七月、宗家たる藝州廣島の淺野家へ左遷せられし内匠頭の舍弟大學長廣は、四十六士の及に伏せしより六年目、十五歳以上の遠島を召還され其他の遺子いづれも罪を許されし時、また同じく赦免に逢うて江戸に歸り、青山に住みて宗家より年々二千俵づゝの合力米を贈られしが、寛永七年九月、五代將軍綱吉の後を嗣ぎし六代の家宣に召出され、安房の朝夷平群二郡の内より新知五百石を宛て行はれ、寄合衆の旗下に列せられぬ、五萬三千石の血脈、わづかに新知五百石の旗下に下りしが、五萬三千石より出でたる四十六士は、末代天下の寶となりて傳へらる、内匠頭長矩、身は一朝に亡びしも、長く泉下に誇るべし、

瑤泉院

浅野内匠頭の夫人、名は阿久里、夙に才色兩全の聞えありしが、兇變一發と共に舍弟大學、慌て、奥へ入り來り、かくと告げし時、其お相手は其場にて御果てなされしかと問ひしに、大學おもはず行き詰りて、いや、早急の事とて其邊は確と承らずといふや否、柳眉を上げて小膝を乗り出し、何と仰せらるゝぞ、お身様は現在、良人の御舍弟にて在しなから唯今お兄上の御大事に相手方の生死も質されず、をめぐ手束ねて唯それだけの御通知は、お恨めしう存じまする、さやうな事は家來にて濟むべき筈と、辱づかしめしほどの夫人、

長矩の最後と共に今年二十八の黒髪を斷ち切ツて浮世を振り捨て、鐵砲洲の屋敷を去る時

も少しの取亂せし風情なく、甲斐々々しく老女腰元を指圖し、奥向の重寶より手廻りの調度まで靜に片付け、其ま、赤坂今井町の生家、浅野式部少輔の許へ歸りしが、歸りし途中始めて乗物の中より流石に女性、よゝと泣く聲を漏らせり、
 生家の奥深く名を瑤泉院と改めし以來、描ける如き美貌に死せるが如き心を以て亡夫の位牌を守り、朝夕さらに讀經念佛の外なかりしが、いよく一黨の討入に近づきし時、大石内藏助、窃に人しれず大封の一書を送りて、開城以後に於ける庶務一切を明かにし別に帳面一冊「預置候金銀請拂帳」といへる金錢費途の明細まで相添へしは、いかに此賢夫人を亡君の存在と等しく見たるか、また紅燈綠酒に酔うて戯れながら其間に毅然たりし内藏助の用意周到、いかに公私の分を明かにせしか想ひ見るべし、宛名の落合與左衛門は生家の士にして萬事を支配せる瑤泉院の附人なり、

一筆啓上候、瑤泉院様ますく御機嫌よく御坐なさるべくと恐悦奉り候、大學様御事、藝州へ御引取なされ御氣の毒に思召さるべく恐察奉り候、近ごろ是非に及ばざる次第に御坐候、其後は態と差控へ御機嫌相同ひ不申候、貴様いよく無事を以て御勤めなされ珍重に存じ奉り候、

一去冬、得御意置候通り、去春、赤穂に於て預り候御金、去年以來、一儀の用事に差遣ひ申し候、様子委細帳面に相認め候通りに御坐候、去三月十九日より金銀米之拂等、矢頭長助勘定致し委細帳面に相認め人別に請受手形等取置かせ申し候、品々取集め、此度一所に之を進じ候、

一右の餘り金、去年六月四日より拙者手前へ預り、山科へ持參仕り、段々拂ひ出し候處、帳面に記し置き候、毛頭自分用事に仕り候儀無御坐候、委細帳面御引合せ候は、御披見下さるべく候、小手形等も一所に封じ置き候、右之趣、苦しからず候へば御序の節、瑤泉院様へ委細御耳に立てられ下さるべく候、去冬貴様へ御約束申し候に付、書付品々、此度これを進じ候、

大學様へ可申上と存じ候へども、態と差控へ申し候間、御料簡の上、藝州様へ仰せ上げられ然るべく思召し候は、是また宜敷奉願候、
一右預り候御金の中に瑤泉院様御金の利銀、赤穂にて取集め申し候、分五貫目餘御坐候、此段も去冬書面に申し候通り、大學様御出なされ候は、申し上げ進ぜらるべくと存じ罷り在り候へども、藝州へ御越しなされ候に付、無其儀、其上段々一儀の用事に不足申し候に付、右之御金差遣ひ候間、此御金は私いづれも拜領仕り候